

令和7年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和7年9月4日から令和7年9月18日まで第3回定例会が町役場に招集された。

令和7年9月4日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畠博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 書記	鈴木久 松本功	書記	薄香織
--------------	------------	----	-----

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤秀一
政策財務課長	長谷川裕一	生活課長	五十嵐隆裕
建設課長	古川一夫	産業課長	渡部聰
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	五十嵐利彦
教育課長	蓮沼英樹	子ども課長	小瀧節子
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、12番、酒井育子君、13番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程（案）のとおり、本日9月4日から9月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月4日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります、議長より報告6件を提出いたします。

初めに、町長から報告3件の提出がありました。議長報告第17号「専決処分の報告について専決第10号 損害賠償の額の確定について」、議長報告第18号「議会に対する町長報告書作成規程に基づく報告書について」、議長報告第19号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第17号及び18号について説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

それでは、議長報告第17号、町長報告第13号「専決処分の報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第10号「損害賠償の額の確定について」をご説明を申し上げます。

本件は、令和7年1月17日午後2時頃、会津坂下町字館ノ内甲2406番地32内において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、福島県河沼郡会津坂下町字館ノ内甲2406番地32、新井田正美様であります。

損害賠償の額は、除雪作業中にマンホールにぶつかり、その弾みで相手方の車庫に除雪車が接触し、その一部を破損させたことによる修理に要した50万1,600円であります。地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年8月21日に専決処分を行ったというものです。

続きまして、議長報告第18号、町長報告第14号「議会に対する町長報告書作成規定に基づく報告書について」報告をさせていただきます。

先の議会からの懸案事項及びその他の事項について報告をさせていただくものであります。

一般質問に対して実施または検討するとした事項であります、子ども課分であります。

令和7年第2回定例会における小畠博司議員の質問であります、教育施設などの防犯対策をどのように考えているのか、保育所・幼稚園の防犯カメラを含めた施設の防犯対策について、施設間の差を把握し、どのように対応していくのかという質問でございます。

検討の結果、次年度に着手をするというものでございます。

保育所・幼稚園は施設により、敷地周りのフェンスや門扉の有無が異なっておりますが、施設内への不審者については、玄関ドアの施錠やインターホンのモニター確認により侵入防止を図っております。

防犯カメラの設置は犯罪の抑止や事件等の早期解決に効果があると認識しており、児童の安全確保のため設置に向け準備をしてまいります。

また、プライバシー保護の観点から、児童の保護者の理解を得た上で、設置場所、設置方法を検討し、令和8年度の当初予算に計上いたします。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議長報告第19号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

おはようございます。

それでは、議長報告第19号、町長報告第15号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告について」ご説明を申し上げます。

町が出資している法人、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものでございます。

資料の株式会社湯川会津坂下第12期決算報告書をご覧ください。

初めに、3ページから4ページ、損益計算書をご覧ください。

Iの純売上高につきましては、物産売上は対前年度2,952万4,531円増の2億5,531万9,408円。農産物売上は、対前年度4,436万5,087円増の3億8,331万7,544円。レストラン売上は、対前年度791万5,946円増の7,378万4,920円。テナント手数料及び共益費などを加えた総額は、対前年度8,800万9,146円増の7億5,606万5,407円の売上げとなりました。

IIの売上原価につきましては、期首商品棚卸高から期末商品棚卸高まで合計5億4,537万6,530円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、対前年度2,083万5,180円増の2億1,068万8,877円となりました。

IIIの販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬から4ページの雑費までの合計2億1,183万8,581円となり、売上総利益から差し引きますと、114万9,704円の営業損失となりました。

IVの営業外収益につきましては、受取利息、物産販売協力金、雑収入で359万4,456円となり、Vの営業外費用の雑損失8,480円を差し引いた経常利益が243万6,272円となりました。

VIの特別利益の10万7,000円を加え、VIIの特別損失47万2,048円、法人税、住民税の50万8,600円を差し引きますと、当期純利益が156万2,624円となり、第11期決算と比較し204万9,051円の減となりました。

1ページ、2ページにお戻りください。

貸借対照表をご覧ください。

令和7年3月31日現在の会社の経営状態を貸借対照表によりご説明いたします。

初めに、資産の部ですが、Iの流動資産の現金・預金から貸倒引当金までの流動資産合計1億2,170万4,649円。IIの固定資産1の有形固定資産から3の投資その他の資産までの固定資産合計1,998万8,073円。資産合計が1億4,169万2,722円であります。

負債の部ですが、Iの流動負債の買掛金から未払消費税等までの流動負債合計5,934万6,200円。2ページになります。IIの固定負債60万円。負債合計が5,994万6,200円であります。

純資産の部ですが、1の資本金4,450万円、別途積立金が2,000万円、第11期までの繰越利益剰余金を加えた利益剰余金合計が3,724万6,522円、資本金を加えた純資産合計が8,174万6,522円、負債、純資産合計が1億4,169万2,722円となりました。

5ページには株主資本等変動計算書、6ページには個別注記表、7ページに監査報告が記載されておりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

続いて、議長報告第20号から議長報告第22号であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長説明要旨について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日ここに、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

国内の政治情勢は、7月に執行された第27回参議院議員通常選挙において、昨年の衆議院議員総選挙に続き、与党が過半数割れとなり、衆参両院で少数与党となつたことから、今後の国政の動向を注視していく必要があります。

また、町の基幹産業である農業につきましては、いまだに続く米価の高騰や、梅雨時期の少雨と猛暑が続いたことによる令和7年産米の収穫量及び高温障害による品質への影響が懸念されております。

さらには、全国各地で予想だにしない大規模な自然災害が発生し、多くの貴い命と財産が奪われております。

このような先の見通しがつきにくい社会情勢だからこそ、国内外・県内の情報を広く収集するとともに、町民のニーズを的確に捉え、町民の命と生活を守るための施策に、機を逃さず迅速に取り組んでまいります。

そして、今年は、会津坂下町町制70周年の節目の年であり、10月に記念式典を開催することで、順次準備を進めております。この式典を迎えるに当たり、私を含む全ての町民が、先人、先輩の皆様のご労苦に対し、敬意と感謝をし、これまでの70年間の歩みを振り返るとともに、この会津坂下町を子供たちへ、さらには夢と希望を持って住み続けたいと思える会津坂下町として未来の町民皆様へ継承できるよう、町民の皆様と力を合わせて町政発展のため努力してまいりますので、議員各位のより一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ、町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、「教育委員会委員の任命」につきましては、教育委員会委員としてご尽力いただいております教育長職務代理者が任期満了となるため、その後任について提案し、ご同意を賜りたく上程するものであります。

次に、令和6年度一般会計をはじめ、各特別会計の歳入歳出決算につきましては、承認を賜ることとなっております。

令和6年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額97億9,185万9,013円、歳出総額92億1,934万1,661円で、歳入歳出差引額5億7,251万7,352円となりました。

前年度と比較し、歳入では5億8,834万7,000円の増、歳出では4億6,652万9,000円の増となり、定額減税政策に伴う地方税収の減少があったものの、地方特例交付金での補填による増額、国の方創生臨時交付金を活用した住民税均等割非課税世帯への給付金事業や調整給付金事業の実施、地方交付税の増や減債基金を活用した繰上償還の実施、豪雪対応やふるさと納税の増などにより、歳入歳出とも増額となりました。

令和6年度の歳入における増減の主なものとして、町税の個人町民税は4,308万5,000円減、法人分は947万6,000円減、固定資産税は1,550万3,000円減、軽自動車税種別割は20万1,000円増と、町税全体では7,057万6,000円の減となりました。

次に、普通交付税は、臨時経済対策費・給与改定費・臨時財政対策償還基金費の創設などにより1,671万8,000円の増、特別交付税は大雪の影響による除排雪経費の増などにより1億4,552万9,000円の増となりました。

次に、国庫支出金につきましては、1億382万4,000円減の8億4,925万7,000円となりました。主な要因として、新型コロナウイルスや物価高騰に係る地方創生臨時交付金の減などあります。

次に、県支出金につきましては、3,361万9,000円減の6億9,299万5,000円となりました。主な要因として、旧坂下厚生総合病院の解体工事による地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金（繰越明許費分）の全額減などあります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加や企業版ふるさと納税により1億737万9,000円増の6億4,168万6,000円となりました。

次に、町債は、県有地取得に伴う公共用地先行取得事業債の借入れなどにより1億953万4,000円増の3億6,059万3,000円となりました。

次に、歳出につきましては、総務費は、人件費の増やふるさと納税の経費の増、県有地取得などにより4億101万7,000円の増、民生費は、所得税・住民税の定額減税しきれない方への調整給付金事業などにより9,239万7,000円の増、衛生費は、コロナ関連事業の減により、4,964万9,000円の減、農林水産業費は、農業集落排水事業特別会計が公営事業会計に移行したことによる繰出金の減などにより、2,710万2,000円の減、商工費は、ばんげ応援商品券配付事業完了などにより6,796万5,000円の減、土木費は、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事完了などにより2億2,086万8,000円の減、消防費は、県と町をつなぐ県総合情報通信ネットワークの更新などにより355万9,000円の増、教育費は、南小学校屋内運動場の床改修による増や小学校教科書の改訂などにより9,462万5,000円の増となりました。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

歳入17億1,571万6,171円、歳出16億7,442万9,716円で、歳入歳出差引残額4,128万6,455円となりました。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。

歳入23億2,039万3,768円、歳出22億1,305万4,122円で、歳入歳出差引残額1億733万9,646円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

歳入2億2,698万6,626円、歳出2億2,528万566円で、歳入歳出差引残額170万6,060円となりました。

次に、坂下東第1地区土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

歳入、歳出とも1億7,766万7,883円となりました。これは、道路築造工事及び家屋移転補償が主な事業となっております。

なお、補償補填及び賠償金2,590万5,000円を翌年度に明許繰越をしたところであります。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。

損益勘定については、営業収益が消費税額を除いた金額3億4,791万5,082円で、これに対し、営業費用は4億2,683万2,839円となり、差引営業損失が7,891万7,757円となりました。

営業外収益は9,733万2,787円で、これに対し、営業外費用は1,198万1,619円となり、差引営業外利益が8,535万1,168円となりました。

よって、経常利益が643万3,411円となり、これに特別利益と特別損失の差43万4,337円を加え、当年度純利益は686万7,748円となりました。

この結果、当年度末未処分利益剰余金は2億7,506万5,232円となりました。

資本勘定については、資本的取支が、消費税額を含んだ支出額1億9,978万4,135円に対し、収入額6,685万676円となり、その不足額1億3,293万3,459円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的取支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

今後も有収率の向上と事務の効率化・合理化に努めるなど、経営体質の強化を図ってまいります。

次に、下水道事業会計決算について申し上げます。

損益勘定については、営業収益が消費税額を除いた金額1億5,298万5,948円で、これに対し、営業費用は4億351万9,548円となり、差引営業損失が2億5,053万3,600円となりました。

営業外収益は2億9,117万5,909円で、これに対し、営業外費用は3,068万7,838円となり、差引営業外利益が2億6,048万8,071円となりました。

よって、経常利益が995万4,471円となり、特別利益1,538万3,440円を加え、特別損失254万2,600円を差し引いた当年度純利益は2,279万5,311円となったところであります。

この結果、当年度末処分利益剰余金は2,279万5,311円となりました。

資本勘定については、資本的収支が、消費税額を含んだ支出額2億9,215万7,909円に対し、収入額1億8,042万4,767円となり、その不足額1億1,701万722円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、引継金、当年度利益剰余金処分額で補填いたしました。

今後も普及率の向上と事務の効率化・合理化に努めるなど、経営体質の強化を図ってまいります。

次に、「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、課税免除の対象期間を延長するものであります。

次に、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援を拡充するものであります。

次に、「会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童扶養手当法施行令改正に伴う児童扶養手当支給要件の緩和をはじめとし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律や地方税法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

次に、令和6年度会津坂下町下水道事業剰余金の処分につきましては、決算に伴い剰余金を処分したいとするものであります。

次に、補正予算について申し上げます。

補正予算につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第4号）のほか、特別会計補正予算が5件ございますが、特に、令和7年度一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億7,993万8,000円を追加し、95億1,821万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、当初課税が確定したことによる町税の増や特例交付金、普通交付税の増、国県補助金の確定に伴う増減であります。

歳出の主なものは、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の更新や各施設の修繕等の実施、農業者への新たな補助金の創設に伴い増額するものであります。

次に、最近の町政について申し上げます。

初めに、人口減少対策事業について申し上げます。

少子化対策と移住・定住推進を目的に、昨年度に引き続き婚活イベント「ばんげ de アイセキ」を7月12日に開催しましたところ、男性10名、女性9名の参加があり、大変好評をいただきました。第2弾として9月13日・14日にも1泊2日の婚活イベント「大人のグルメ婚活」を開催します。

また、7月27日に東京都内で開催された県主催の移住相談会において、果樹栽培による農業経営に意欲のある方を対象として「おためし地域おこし協力隊」の募集を行ったところ、2名の方からお申込みをいただきました。

10月には、受入先の果樹農家と連携した2泊3日の体験活動や、現役隊員との交流などを予定しており、着任後のミスマッチ防止と、隊員としての意欲向上が図られるようきめ細かなサポートを実施してまいります。

次に、コミュニティバス実証運行について申し上げます。

実証運行に使用する車両の確保については、当初はコミュニティ一助成事業を活用し、ワゴン車2台を購入する予定でしたが、該当する車両が受注停止となり、実証運行開始までに確保することが困難となっていました。

このたび、社会福祉法人会津坂下町社会福祉協議会との協議により、社会福祉協議会が所有するワゴン車1台を無償でお借りできることとなりましたので、今年度の実証運行は、お借りしたワゴン車1台で実施することといたします。

現在、10月の運行開始に向けて、会津坂下町公共交通協議会において、運行委託先の選定やワゴン車1台での稼働スケジュール、運行ルート及び停留所の場所などについて協議しておりますので、議員の皆様には改めてご報告させていただきます。

なお、当初予定していたワゴン車2台につきましても、今年度内の購入に向けて進めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

まず、土木建築関係では、長寿命化対策として、袋原大橋橋梁補修工事を発注しており、年内完成に向けて進めてまいります。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づく道路橋定期点検10橋、町営古町川尻団地7号棟の給水設備等改修工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、上水道事業、下水道事業について申し上げます。

県道会津坂下会津高田線においては、水道老朽管更新工事、下水道管渠整備工事を管路D B方式により完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

例年ない、梅雨時期の少雨と猛暑が続いたことにより、町内全地区の用水路下流域や、「ため池」のみを水源とする集落において、農業用水の不足が懸念されたことから、干ばつによる農作物被害を最小限にとどめるため、7月29日に「会津坂下町干ばつ対策本部」を設置し、関係機関と連携した体制を整備いたしました。

農業用水の不足が発生した地域においては、土地改良区に対し、配水管理の徹底を指

示するとともに、集落に対しては、河川や排水路からのポンプ設置による揚水等の取組を重点的に実施し、用水不足の解消につなげてまいりました。

しかし、水稻においては、幼い穂がつくられる幼穂形成期から穂が出る時期となる出穂期に気温が高かったことに加え、今後、台風の時期を迎えることから、高温障害や倒伏が懸念されるため、引き続き気象状況を注視しながら、会津坂下農業普及所をはじめとする関係機関と連携し、注意喚起や技術情報等の発信に努めてまいります。

さらに、今回の干ばつ対策を通じ、本町が抱える水源確保の新たな課題が浮き彫りとなりましたので、農業用水の不足が発生した地区の皆様にご協力をいただきながら、早急に抜本的な解決策を見いだし、来年の作付に向けた対策を確立してまいりたいと考えています。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

初めに、商工業行政につきましては、9月19日に会津坂下町雇用促進協議会主催による、新就職者激励会を開催いたします。新就職者から応募のあった作文コンクールの表彰式を実施するほか、昨年度から始めました町内企業の経営者を講師とする新就職者研修会を実施し、社会人としての心構えやコミュニケーション能力の習得による人材育成を図り、町内企業の雇用確保に取り組んでまいります。

次に、市街地活性化行政につきましては、中心市街地の個性的かつ魅力的な環境整備を促進し、にぎわい創出と地域活性化を目的として今年度創設しました、空き店舗等改修支援事業補助金に1件の応募があり、引き続き、各種補助金の効果などを勘案しながら適宜見直しを実施し、有効な活用を促進してまいります。

また、例年開催している軽トラ市においては、数年ぶりにお盆前の開催を復活しました。今後も、町民活動の支援による町なかのにぎわい創出に取り組んでまいります。

次に、観光物産行政につきましては、7月7日に御田植祭、8月2日にばんげ夏のよいちを開催しました。

ばんげ夏のよいちは、昨年までの夜宵の酔い祭りとばんげ夏まつりを統合した祭りとして初めての実施となりましたが、町内外から多くの方々にご来場いただき、祭りを楽しんでいただきました。

今回の統合開催は、それぞれの祭りの実施主体であったばんげ馬の会と会津坂下町商工会青年部からの意見を反映したものであり、今回の実施結果についても、各種関係団体などからの意見をいただきながら、持続可能で、より楽しんでいただける祭りの実施について継続して検討してまいります。

また、9月28日には見明山の旧スキー場周辺において、会津坂下発酵祭を初開催いたします。

本町には、誇るべき発酵文化が根づいており、町内の各事業者様の協力をいただきながら、「しょうゆ」「みそ」「日本酒」「ヨーグルト」などの発酵食品を町民の皆様に一層身近に感じていただくとともに、そのすばらしさを再認識していただける事業にしてまいります。

さらに、これをきっかけとし、本町を「発酵のまち」として積極的にプロモーション

を展開することで、交流人口と関係人口の拡大につなげてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、旧坂下厚生総合病院跡地の所有者であるJA福島厚生連及び、土地を共同利用する候補団体であるJA会津よつばと、土地の使用範囲の決定に向けて詳細な協議を進めています。また、同時並行で、土地の測量業務を8月より実施しており、その成果をもって新庁舎建設用地の面積を確定し、用地が早期に取得できるよう進めてまいります。

あわせて、新庁舎建設検討委員会や町民懇談会で町民の皆様の意見をお聞きしながら、町民の皆様が求める新庁舎となるよう新庁舎建設基本計画の策定を進めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

通学路における安全の確保につきましては、合同点検を7月29日に実施いたしました。各学校や地区から情報提供いただいた9か所について、県・警察・各地区代表者など関係者の皆様と共に実際に現場に赴き、安全状況を確認するとともに、その場にあった具体的な対策について検討いたしました。関係機関との連携により可能なものから早急に対応してまいります。

また、児童生徒の入学を祝い、その健やかな成長を願うとともに、子育て世帯を応援することを目的に創設いたしました小中学校入学祝金につきましては、8月25日の振込をもって、全ての対象者183名への支給を完了したところであります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、その内容につきましては、各担当課長より説明させてますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎同意第4号の上程

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第4号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第4号「教育委員会委員の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております和田至法氏におかれましては、令和3年10月より教育委員としてお勤めをいただいておりますが、令和7年9月30日をもって任期満了となります。また、教育委員には高い識見をもって教育情勢をめぐる諸課題に対し精力的に取り組んでいただき、多大なるご貢献を賜りました。そのご労苦とご

功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、古川敏典氏をご推薦申し上げます。

古川氏は、これまでの多方面にわたるご活躍やその経歴から、我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第6、認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から認定第7号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について」までの7件を一括議題といたします。

一括議題とした件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本功君）

認定第1号 令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について

認定第2号 令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

認定第3号 令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について

認定第4号 令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

認定第5号 令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について

認定第6号 令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について

認定第7号 令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について

◎議長（赤城大地君）

これより、順次説明を求めます。

◎議長（赤城大地君）

まず、認定第1号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいというものでございます。

令和6年度決算書について、ご説明申し上げます。

歳入決算は、決算書の1ページから4ページに記載がございます。

3ページ、4ページの合計欄をご覧ください。

予算現額98億2,378万8,000円、調定額99億837万9,670円、収入済額97億9,185万9,013円、不納欠損額491万8,550円、収入未済額1億1,160万2,107円、予算現額と収入済額の比較3,192万8,987円であります。

歳出決算については、5ページから8ページに記載がございます。

7、8ページの合計欄をご覧ください。

予算現額98億2,378万8,000円、支出済額92億1,934万1,661円、翌年度繰越額4,990万円、不用額5億5,454万6,339円、予算現額と支出済額との比較6億444万6,339円であります。

9ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、5億7,251万7,352円となりました。

次に、実質収支についてご説明申し上げます。

ページ飛びまして、213ページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

歳入総額97億9,185万9,000円、歳出総額92億1,934万2,000円、歳入歳出差引額5億7,251万7,000円、繰越明許費繰越額1,570万9,000円、実質収支額5億5,680万8,000円となりました。

前年度と比較しまして、歳入決算額は5億8,834万7,000円の増、歳出決算額は4億6,652万9,000円の増、実質収支額は1億3,034万2,000円の増となりました。

実質収支額5億5,680万8,000円の主な内訳について、現予算との比較でご説明申し上げます。

歳入では、町税3,126万円、寄附金355万円が予算を超えて収入し、歳出では、人件費5,254万円、需用費3,631万4,000円、役務費595万3,000円、委託料5,545万2,000円、使用料及び賃借料6,314万1,000円、工事請負費1,112万4,000円、負担金補助及び交付金4,578万3,000円、扶助費5,060万4,000円、繰出金1,679万6,000円、予備費2億602万6,000円が不用額となりました。

これらの要因については、歳入では、基金の繰入れや地方交付税の増、ふるさと納税額の増が要因であると分析しております。歳出では、除雪機械の出動が想定より少なかったことによる事業費の減、大雪などによる障害福祉サービス事業費の減、乳幼児の減少に伴う健康診査や予防接種事業費の減が、主な要因であると分析しております。

次に、歳入歳出の詳細について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず歳入でございます。

1、2ページ、1款1項1目町民税個人は、個人住民税における定額減税により、4,308万5,000円減の5億5,187万5,000円となりました。2目法人は、企業収益の減による法人税割額の減により、947万6,000円減の7,366万8,000円となりました。

次に、2項1目固定資産税は、償却資産の申告漏れによる4年分の追徴課税が令和5

年度にあつたため、令和6年度は通常の課税に戻り1,550万3,000円減の8億90万7,000円となりました。

2目国有資産等所在市町村交付金は、固定資産台帳価格の増額により9万8,000円増の177万5,000円となりました。3項1目環境性能割は、課税対象車両の増により、45万5,000円増の465万8,000円、2目種別割は、13年を経過した重課車両の増により、20万1,000円増の6,013万円となりました。4項1目町たばこ税は、課税本数の減により326万6,000円減の1億6,428万6,000円となりました。

3、4ページをご覧ください。

2款1項1目地方揮発油譲与税は、財源となる税収の減により25万5,000円減の2,081万8,000円、2項1目自動車重量譲与税は、財源となる税収の増により17万8,000円増の6,371万円、3項1目森林環境譲与税は、税収の増により97万8,000円増の486万2,000円となりました。

次に、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

次に、6款法人事業税交付金は、県に収められた法人事業税の減により、208万4,000円減の3,374万9,000円となりました。

5、6ページをご覧ください。

7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金は、それぞれ県からの通知による額となります。

10款地方交付税は、1億6,128万1,000円の増の34億3,585万円となりました。普通交付税は、物価高騰に対応した算定や給与改定費の創設などにより1,671万8,000円の増、特別交付税は大雪の影響による除排雪経費の増により1億4,552万9,000円の増となりました。

震災復興特別交付税は、復興特区の償却資産等の評価額の減少により96万6,000円の減となりました。

7、8ページをご覧ください。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、25万8,000円減の89万1,000円となりました。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備に係る分担金で、13万5,000円増の128万7,000円、2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置分の分担金を見込んでおりましたが、該当がなかったため収入はございませんでした。

3目災害復旧費分担金は、農業災害の受益者分担金で16万1,000円減の99万1,000円となりました。

次に、2項1目総務費負担金は、会計年度職員の雇用保険料で3万4,000円減の33万5,000円、2目民生費負担金は、1節老人福祉施設費負担金が会津長寿園など養護老人ホームの老人福祉施設入所費負担金が100万1,000円の減、2節児童福祉費負担金の通常保育料が108万7,000円の減、放課後児童健全育成事業が48万6,000円の減などにより、252万4,000円減の2,716万6,000円となりました。

9、10ページをご覧ください。

3目衛生費負担金は、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金が291万2,000円の減により、2,897万4,000円、4目教育費負担金は、園児・児童の減に伴う幼稚園給食費、学校給食費の減などにより、376万円減の7,023万4,000円となりました。

13款1項1目総務使用料は、コミュニティセンター使用料の減などにより6万9,000円減の65万7,000円、2目民生使用料は、子育てふれあい交流センター使用料の増などにより9,000円増の3万9,000円となりました。

11、12ページをご覧ください。

3目衛生使用料は、火葬炉使用料が13件増の577件となり、52万円増の2,044万6,000円、4目農林水産業使用料は、農村環境改善センター使用料の増などにより1万1,000円増の18万9,000円、5目商工使用料は、駐車場使用料の増などにより21万4,000円増の35万3,000円、6目土木使用料は、住宅使用料の現年度分が107万8,000円の減、滞納繰越分が29万7,000円の増などにより、97万2,000円減の5,856万4,000円となりました。

13、14ページをご覧ください。

7目教育使用料は、小学校施設使用料、公民館使用料の減などにより24万1,000円減の197万9,000円、2項1目総務手数料は、戸籍等の交付数の減により117万3,000円減の608万4,000円となりました。

15、16ページをご覧ください。

2目衛生手数料は、家庭系ごみ処理手数料の減により66万9,000円減の1,267万1,000円、3目農林水産業手数料は、国土調査地籍閲覧数の増により1,000円増の8,000円、4目土木手数料は、屋外広告物申請数の減により28万2,000円減の24万4,000円となりました。

14款1項1目民生費国庫負担金は、3,301万9,000円増の4億294万1,000円となりました。1節障がい者福祉費負担金は、自立支援給付費等負担金が1,174万6,000円の増、障害児施設給付費等負担金が放課後等デイサービスなどの利用者の増により512万2,000円の増、2節児童手当負担金は、所得制限の撤廃による対象者の増や第3子以降の支給額の増額などにより、2,175万7,000円の増となりました。

17、18ページをご覧ください。

3節未熟児養育医療費負担金は、2万6,000円減の15万6,000円、4節児童福祉費負担金は、町内外の民間保育施設への給付費の減などにより54万5,000円減の7,964万3,000円、5節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料の軽減に伴うもので298万1,000円の減となりました。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種数の減により2,587万7,000円減の11万3,000円となりました。

2項1目総務費国庫補助金は、戸籍への振り仮名追加により社会保障・税番号制度システム整備補助金が552万7,000円の増、都市下水路ゲート自動化によりデジタル田園都市国家構想交付金が1,982万5,000円増などにより3,269万9,000円増の4,194万円となりました。

2目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金や物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金の全額減などがありましたが、子ども・子育て支援事業費補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の全額増などにより、1億5,311万5,000円の増の2億7,991万3,000円となりました。

なお、19、20ページの7節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の収入未済額3,419万1,000円は次年度に繰越しとなります。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金や出産子育て応援事業補助金の増などがありましたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、出産子育て応援給付金事業補助金の全額減などにより1億9,241万4,000円減の681万6,000円となりました。

4目土木費国庫補助金は、道路橋梁分の社会资本整備総合交付金が756万8,000円の増、21、22ページになります。道路メンテナンス事業費補助金が4,851万9,000円の減、旧坂下厚生総合病院の解体工事に係る地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の全額減などにより、1億676万3,000円減の9,872万円となりました。

5目教育費国庫補助金は、高寺遺跡や仗助橋遺跡の発掘調査に伴う文化財保存事業費補助金の増などにより259万3,000円増の1,543万2,000円となりました。

3項1目総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金が処理時間単価の減により7万8,000円の減の22万1,000円、2目民生費国庫委託金は、基礎年金等事務費交付金の減などにより11万8,000円減の316万1,000円となりました。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時00分）

再開を11時10分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時10分）

引き続き説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

ご説明いたします。

23、24ページをご覧ください。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費交付金が40万円の増の2,276万9,000円、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定

負担金が、保険料軽減者の増により221万円増の4,704万7,000円、2節障がい者福祉費負担金は障害児施設給付費等負担金の増などにより、772万円増の8,399万8,000円、3節保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減者の減により477万6,000円減の6,342万円、4節未就学児均等割保険税負担金は未就学児の均等割分の5割を公費負担とする負担金で6万円減の47万3,000円、5節児童手当負担金は、延べ対象者数の減により143万1,000円減の2,607万4,000円、7節児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付費が民間保育施設等の利用者の減により154万2,000円の減、子育てのための施設等利用給付交付金が15万5,000円減などにより169万7,000円減の2,798万8,000円となりました。

2項1目総務費県補助金は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の全額減、市町村生活交通対策事業運行費補助金が1,711万1,000円減などにより、1,367万1,000円減の3,893万3,000円となりました。

25、26ページをご覧ください。

2目民生費県補助金は、まず、1節障がい者福祉費補助金の重度障がい者支援事業費補助金は、医療給付件数の減などにより130万3,000円の減、3節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が放課後児童健全育成事業のエアコン設置工事の完了などにより781万2,000円の減となり、5,522万4,000円となりました。

3目衛生費県補助金は、福島県教育支援体制整備事業費補助金の全額減、出産子育て応援給付金事業補助金181万円の減などにより、227万5,000円減の357万円となりました。

27、28ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金は、4,092万5,000円増の2億4,600万5,000円となりました。1節農業費補助金は、地域担い手育成支援事業補助金が204万1,000円の増、産地パワーアップ事業が1,674万4,000円の増、地域計画担い手確保支援事業補助金が1,256万4,000円の全額増。

続きまして、29、30ページをご覧ください。

2節林業費補助金は、森林環境税交付金が4,000円の減となりました。

5目商工費県補助金は、官民連携による地域商業の課題解決を支援する地域商業環境づくり支援事業補助金が全額増、首都圏等での物産販売を実施した消費者風評対策市町村支援事業交付金が38万6,000円の増などにより、88万9,000円増の517万8,000円となりました。

6目教育費県補助金は、放課後子どもプラン補助金が21万5,000円の増、福島県公立学校こどもの安心・安全対策支援事業補助金の全額減などにより、26万6,000円減の236万4,000円となりました。

3項1目総務費県委託金は、740万1,000円増の1,718万7,000円となりました。1節総務管理費委託金の、うつくしま権限委譲交付金は県から権限委譲を受けている事務の件数増により28万1,000円の増の238万2,000円、3節選挙費委託金は、衆議院議員総選挙の実施により1,067万1,000円。

31、32ページをご覧ください。

4節統計調査費委託金は、全国家計構造調査及び農林業センサスの実施により、302

万8,000円増の386万2,000円となりました。

2目民生費県委託金は、生活保護法要介護状態審査判定委託金が1万7,000円の増。

4目農林水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金が2万4,000円増の51万8,000円。

5目土木費県委託金は、県道協力路線除雪委託金1,150万8,000円の増などにより、1,199万6,000円増の2,939万6,000円。

6目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金が16万4,000円増の466万6,000円となりました。

33、34ページをご覧ください。

16款1項1目財産貸付収入は、旧糸桜里の湯ばんげ土地建物貸付分の全額増などにより、43万7,000円増の777万4,000円となりました。

2目利子及び配当金は、96万1,000円増の111万9,000円となりました。

35、36ページをご覧ください。

2項2目物品売払収入は、公用車等の売却が45万1,000円の減、除雪機械等売払収入が355万3,000円の減などにより、399万5,000円減の31万5,000円となりました。

17款1項1目一般寄附金は、一般寄附が10件で、1,514万6,000円、2目ふるさと納税寄附金は1万5,157件で、1億676万1,000円増の6億2,244万1,000円。

3目企業版ふるさと納税寄附金は、3件で410万円となりました。

18款1項1目財政調整基金繰入金は、令和5年度ふるさと納税分1億7,700万円、令和5年度一般寄附金分1,498万1,000円、除雪対応分1億6,000万円を各事業へ充当するため繰り入れしたもので、1億6,758万円増の3億5,198万1,000円となりました。

2目公共施設整備基金繰入金は、南小学校体育館の床改修や、ばんげひがし公園の受電設備更新などのため繰り入れしたもので、3,974万6,000円増の9,803万円となりました。

3目行政センター建設整備基金繰入金は、基本構想・基本計画策定業務のため繰り入れしたもので、968万円となりました。

37、38ページをご覧ください。

5目減債基金繰入金は、農業生産基盤整備事業に係る繰上償還をするため繰り入れしたもので、1億9,180万5,000円。

6目湯川・会津坂下地域振興施設整備基金繰入金は、道の駅施設修繕工事のため繰り入れしたもので、700万円となりました。

19款1項1目繰越金は、純繰越金は3,673万3,000円の減、繰越明許費分は1,804万2,000円の減により、5,477万5,000円減の4億5,069万9,000円となりました。

20款1項1目延滞金、加算金及び過料は、121万円増の259万3,000円となりました。

39、40ページをご覧ください。

4項2目弁償金は物品等破損の弁償金などで9,000円、4目雑入の主な増減は、資源ごみ回収売却益117万5,000円の減。

続きまして41、42ページをご覧ください。

後期高齢者医療療養給付費過年度分2,419万7,000円の減、袋原大橋長寿命化点検業務

喜多方市負担金54万4,000円の増、重度心身障害者医療費返還金344万円の増。

43、44ページをご覧ください。

多面的機能支払交付金返還金245万3,000円の全額増、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業436万7,000円の増。

45、46ページになります。過年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,414万7,000円の全額増、新型コロナウイルスワクチン助成金549万4,000円の全額増などにより、1,784万4,000円増の1億4,574万1,000円となりました。

21款1項1目町債の1目民生債は、子育て支援事業の民間保育施設の町負担分で2,200万円。

47、48ページをご覧ください。

2目衛生債は、会津西部斎苑整備事業で100万円増の400万円。

3目農林水産業債は、ため池等整備事業債の大窪地区ため池等整備事業県営事業の負担金で100万円。

4目土木債は、6,210万円減の5,760万円となりました。1節の除雪機械整備事業債が除雪トラック1台の更新で1,480万円増の2,180万円、繰越明許費分の丈助橋架け替え工事の測量設計が全額減となりました。

3節の河川改修整備事業債は600万円減の500万円、4節の都市下水路整備事業債は都市下水路ゲート自動化基本設計完了で270万円の減となりました。

5目消防債は、消防施設整備事業として宇内屯所建替工事や御池田屯所設計、Jアラート専用アンテナ設置工事などで3,530万円となりました。

6目教育債は、学校給食センターの調理・搬送業務委託で380万円減の2,500万円となりました。

7目臨時財政対策債は、1,369万3,000円となりました。

8目総務債は、県有地取得に伴う公用地先行取得事業債で2億200万円となりました。以上が歳入の部分となります。

次に、歳出についてご説明いたします。

49、50ページをご覧ください。

1款1項1目議会費は、一般職給料及び職員手当等の増などにより、609万6,000円増の8,732万9,000円となりました。

51、52ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、2億9,456万4,000円増の11億8,650万9,000円となりました。

2節給料につきまして、53、54ページ、お開きください。一般職給料は、人事異動により875万2,000円の増、会計年度任用職員給料が571万7,000円の減などにより303万5,000円の増。3節職員手当等は、期末勤勉手当等の引上げにより407万3,000円の増、4節共済費は、職員共済組合負担金が995万6,000円の増などにより1,686万3,000円の増となりました。

55、56ページをご覧ください。

7節報償費のふるさと納税寄附者は、寄附件数の増に伴う返礼品の増により3,069万7,000円の増。10節需用費は、印刷製本費が複合機の契約更新に伴う単価の増により237万7,000円の増。

57、58ページをご覧ください。

11節役務費は、運送料がふるさと納税返礼品の増で1,006万4,000円増の5,214万3,000円となりました。12節委託料は、59、60ページになります、ふるさと納税返礼品発注等業務が460万2,000円の増、ふるさと納税PRが140万5,000円の増となりました。13節使用料及び賃借料は、ふるさと納税サイトを使用した際のライセンスが1,063万円の増、大会議室等のエアコンの賃借料が243万9,000円の増となりました。14節工事請負費の庁舎等整備は、本庁舎空調設備整備の全額減などにより393万6,000円の減となりました。16節公有財産購入費は、南幹線沿い県有地の取得で2億225万円の全額増となりました。

61、62ページをご覧ください。

2目文書広報費は、町ホームページ更新に係る行政施策PR促進事業委託料の全額増などにより493万5,000円増の829万7,000円となりました。

3目財政管理費は、コピー用紙及び封筒印刷の単価増により16万6,000円増の291万5,000円となりました。

63、64ページをご覧ください。

4目会計管理費は、指定金融機関の公金振込手数料の見直しなどにより111万4,000円増の481万4,000円となりました。

5目財産管理費は、7,948万3,000円増の7億8,426万1,000円となりました。

12節委託料は、公共施設等総合管理計画改定業務が162万8,000円の全額減、14節工事請負費の解体工事は、総合車庫脇物置及び旧片門幼稚園の解体工事により402万6,000円の増、24節積立金は、財政調整基金2,960万5,000円の増、減債基金1億7,581万9,000円の増、公共施設整備基金6,038万8,000円の減。65、66ページになります、行政センター建設基金6,169万8,000円の減などにより8,193万円増の7億7,255万8,000円となりました。

6目企画費は、2,806万5,000円減の1億6,897万5,000円となりました。

2節給料は、地域づくりコーディネーター給料で192万円の増、3節職員手当等が446万5,000円の増。

67、68ページをご覧ください。

12節委託料の測量設計は、広瀬・川西コミュニティセンターの屋上防水改修工事設計業務及び施工監理業務の完了で174万9,000円の減。

69、70ページをご覧ください。

13節使用料及び賃借料は地方バス運行維持対策定期券が855万1,000円の全額減、14節工事請負費は施設整備工事の広瀬・川西コミュニティセンターの屋上防水改修工事完了などで3,419万2,000円の減となりました。18節負担金補助及び交付金は、市町村生活バス路線運行が1,097万2,000円の増。

71、72ページをご覧ください。

「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業が施設修繕等により418万円の増、地区集会所建設等が121万円の減、物価高騰支援として社会生活支援事業者に対する補助金の社会生活支援事業所等物価高騰対策事業は310万円の全額減となりました。

7目交通安全対策費は、道路反射鏡工事33万2,000円の減などにより、11万6,000円減の462万9,000円となりました。

73、74ページをご覧ください。

8目電算管理費は、1,561万6,000円増の9,960万7,000円となりました。12節委託料は、電子計算機器保守点検が、基幹系端末の入替え作業などにより273万4,000円の増、地方公共団体情報システム標準化業務が、戸籍及び健康管理システムの標準化作業により225万6,000円の増、13節使用料及び賃借料のライセンスは、基幹系端末の入替えに伴うオフィスソフトの導入により497万9,000円の増となりました。

75、76ページをご覧ください。

9目過疎対策費は、925万9,000円増の5,034万2,000円となりました。12節委託料の協力隊活動は、地域おこし協力隊の任用形態を地域課題解決の委託としたもので1,033万3,000円の増、18節負担金補助及び交付金、77、78ページになります、若者定住促進住宅新築等補助金は申請が7件減の19件で255万5,000円の減、地域おこし協力隊起業支援が200万円の全額増、空き家改修等支援事業が申請7件で1,128万9,000円の全額増となりました。

10目新庁舎建設費は、1節報酬は、新庁舎建設検討委員会開催の委員報酬などで8万8,000円の増、12節委託料の新庁舎建設支援業務委託は、新庁舎建設の事業計画等策定の委託で933万8,000円の全額増となりました。

11目用地対策費は、測量設計については、みなし道路測量分筆委託で35万1,000円の増、町道用地は、2項道路拡幅事業による町道用地買収で54万1,000円の減となりました。

2項1目税務総務費、79、80ページになります、7節報償費については、納税組合数が3組合減の29組合となり、8万3,000円減の125万5,000円。12節委託料のシステム改修業務は、定額減税や二輪車等の軽自動車税申告手続電子化に伴うシステム改修で350万1,000円となりました。

18節負担金補助及び交付金の地方税電子化協議会は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の公金収納のデジタル化で、収納取扱件数の増により71万2,000円の増となりました。

81、82ページをご覧ください。

22節償還金利子及び交付金は、法人税や住民税の修正申告等による過誤納還付金が614万2,000円の増となりました。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、83、84ページになります。12節委託料の戸籍情報システム及び戸籍附票システム改修の全額増などにより1,726万9,000円増の6,009万9,000円となりました。

4項1目選挙管理委員会費は、職員手当等の減などにより124万3,000円減の539万8,000円。

85、86ページをご覧ください。

3目衆議院議員総選挙費は、令和6年10月27日に執行された同選挙にかかる経費で全額増となりました。

89、90ページをご覧ください。

5項1目統計調査総務費は、一般職員給料及び職員手当等の増により52万9,000円増の466万3,000円、2目総務統計費は、住宅・土地統計調査の調査員報酬などで26万円増の104万2,000円となりました。

4目農林統計費は、農林業センサスの調査費用などで271万円となりました。

91、92ページをご覧ください。

5目国勢調査費は、国勢調査の事前準備などによる全額増、6項1目監査委員費は、8万9,000円増の65万5,000円となりました。

3款1項1目社会福祉総務費は、1.416万円増の8億2,974万9,000円となりました。3節職員手当等は198万6,000円の増、続きまして93、94ページになります。7節報償費は、火災見舞金の支出がございませんでした。12節委託料は、後期高齢者健康診査委託が169万7,000円の増。

続きまして、95、96ページをお開きください。会津権利擁護・成年後見センター設置運営業務が46万円の増となりました。18節負担金補助及び交付金は、県後期高齢者医療広域連合への負担金が260万円の減、県後期高齢者医療療養給付費が1,138万円の増。

27節繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金が財政安定化支援の減などにより497万9,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出の増などにより498万5,000円の増、介護保険特別会計繰出金は低所得者保険料軽減繰出の減などにより182万5,000円の減となりました。

2目障がい者福祉費は、4,232万5,000円増の3億9,240万1,000円となりました。

97、98ページをご覧ください。

19節扶助費は、自立支援医療が人工透析の更生医療費増などにより556万6,000円の増、自立支援給付費が障がい者福祉サービス費の増などにより2,119万5,000円の増となりました。22節償還金利子及び割引料は、過年度の自立支援給付等の精算による返還分で587万6,000円の増となりました。

3目老人福祉費は、230万6,000円増の4,921万5,000円となりました。

99、100ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業が721万6,000円の全額増、19節扶助費は、老人ホーム保護措置費が措置人数の減により339万8,000円減となりました。

5目臨時福祉給付費は、2,599万4,000円増の2億503万4,000円となりました。

12節委託料、こちらは101、102ページになります。調整給付金業務は、対象者及び給付額算出等の委託で634万2,000円の全額増、18節負担金補助及び交付金の運送事業者等

支援が、26件で225万円、18歳以下の児童扶養世帯への子ども加算給付金が、令和5年度分166名、830万円、令和6年度分36名、180万円、扶養親族のいる納税者への調整給付金は2,909名、1億2,253万円となりました。

2項1目児童福祉総務費は、416万円減の5,153万2,000円となりました。

103、104ページをご覧ください。

12節委託料は、放課後児童健全育成事業が29万円の減などにより、30万5,000円減の2,614万円。105、106ページをご覧ください。

14節工事請負費の施設整備工事は、子育てふれあい交流センター給水改修工事の完了により1,032万1,000円の減、村田児童公園の構造物撤去工事が79万2,000円の全額増となりました。

2目児童措置費は、所得制限撤廃などで対象児童数の増などにより2,346万4,000円増の2億131万2,000円となりました。

3目母子福祉費は、乳幼児医療費及び、ひとり親家庭医療費の減などにより160万1,000円減の5,561万8,000円となりました。

107、108ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費は208万1,000円減の3億2,350万2,000円となりました。

109、110ページをご覧ください。

12節委託料、こちら111、112ページになります。給食業務は、食材の高騰などで107万2,000円の増、18節負担金補助及び交付金の施設型給付費は利用人数の減などにより186万2,000円の減となりました。

3項1目災害救助費は、大雪災害の対応で除排雪作業の委託や除雪ボランティアの傷害補償保険などで6万6,000円増の26万9,000円となりました。

113、114ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費は、847万1,000円減の1億328万5,000円となりました。

2節給料が586万8,000円減の2,775万1,000円、3節職員手当等が306万6,000円減の1,405万8,000円、12節委託料の健康管理システムは、システム標準化に伴うデータ移行及びセットアップで全額増となりました。

115、116ページをご覧ください。

2目予防費は3,752万2,000円増の1億797万4,000円となりました。12節委託料の健康診査、妊婦等健康診査、予防接種で、受診者数の増などにより1,424万1,000円の増。

117、118ページをご覧ください。

22節償還金利子及び割引料の過年度返還金は、コロナワクチン接種体制確保事業費補助金などの交付額確定により3,284万6,000円の増となりました。

3目環境衛生費は、磐越自動車道騒音調査の全額減などにより80万4,000円減の931万4,000円となりました。

119、120ページをご覧ください。

4目斎苑管理運営費は、会津西部斎苑の雨漏り修繕工事などにより337万6,000円増の5,924万8,000円となりました。

121、122ページをご覧ください。

5目新型コロナウイルス感染症対策費は、未使用ワクチン処分の医療用産業廃棄物処理手数料で1万1,000円となりました。

2項1目塵芥し尿処理費は、394万1,000円増の2億997万6,000円となりました。10節需用費の印刷製本費は、ごみ分別早見表作成などにより36万9,000円の増、12節委託料のごみ危険物不法投棄処理業務は、不法投棄された廃棄物の回収処分の全額減などにより195万8,000円の減、18節負担金補助及び交付金は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が3,089万1,000円の増、同じく積立てが2,559万5,000円の減となりました。

123、124ページをご覧ください。

5款1項1目労働諸費は、新規雇用促進対策費補助金や工場誘致補助金の科目変更などにより52万4,000円減の730万3,000円となりました。

6款1項1目農業委員会費は、農業委員会委員報酬の減などにより60万円減の591万3,000円となりました。

125、126ページをご覧ください。

2目農業総務費は、凍霜害応援給付金の全額減などにより49万5,000円減の6,511万1,000円となりました。

127、128ページをご覧ください。

3目農業振興費は、1,339万7,000円増の1億3,139万4,000円となりました。

129、130ページをご覧ください。

17節備品購入費の鳥獣捕獲器具は、捕獲用電気器具や、くくりわなを購入したもので全額増となりました。18節負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支払事業補助金は、環境に配慮した取組に対する補助で取組面積の増で143万9,000円の増となりました。

131、132ページになります。農業次世代人材投資事業補助金は、5年間補助するもので、対象者の減により345万円の減、産地パワーアップ事業補助金は、農業機械導入3台分で1,674万4,000円の増となりました。

4目畜産業費は、家畜疾病防疫推進事業補助金の減などにより5万7,000円減の44万3,000円となりました。

5目農地費は、4,036万2,000円減の2億650万9,000円となりました。2節、3節は職員の1名減により合わせて462万4,000円の減となりました。

133、134ページをご覧ください。

12節委託料の測量設計が蟹沢ため池廃止工事に伴う積算業務の完了により231万円の全額減、14節工事請負費のため池改修工事は、杉区の蟹沢ため池廃止工事と、宇内区の仲子山ため池排水工事の完了などで1,301万3,000円の全額減となっております。

18節負担金補助及び交付金は、防災ダム事業は鶴沼防災ダム（二岐、栃沢、宮川）の堆積土砂処理にかかる負担金で200万6,000円の増、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、逆水2号堤の改修工事に対する負担金で650万円の増、団体単独土地改良事業は、会津宮川土地改良区の横山水路改修に対する補助で150万7,000円の減となりました。

135、136ページをご覧ください。

6目国土調査費は、地籍調査事務支援・管理システム機器保守点検委託料の増などにより36万9,000円となりました。

2項1目林業振興費は、大規模林道の路肩・水路土砂撤去工事の全額増などにより、98万1,000円増の358万2,000円となりました。

137、138ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、2節及び3節は、職員の1名増により、合わせて642万円の増、工作物等除去工事や看板設置工事の全額減などにより、396万9,000円増の3,740万5,000円となりました。

2目商工業振興費は、139、140ページになります。18節負担金補助及び交付金の、会津地域雇用創造推進協議会補助金、建設労働振興対策費補助金、工業振興対策費補助金は、科目変更により全額減、福島県信用保証協会信用保証料の利用増で63万9,000円の増、ばんげ応援商品券事業の全額減などにより、7,723万7,000円減の3,793万5,000円となりました。

141、142ページをご覧ください。

3目観光費は、530万3,000円増の4,426万4,000円となりました。10節需用費の修繕料は、いこいの森展望台柵修繕工事などで99万6,000円の増、12節委託料の祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託で、物価上昇などにより515万4,000円の増となりました。

143、144ページをご覧ください。

14節工事請負費は、見明山スキー場周辺施設である施設にございます炊事場床等の修繕完了によりまして253万8,000円の減となりました。

8款1項1目土木総務費は、人件費の増などで548万9,000円増の3,888万3,000円となりました。

145、146ページをご覧ください。

2項1目道路維持費は、1億3,798万8,000円増の3億2,172万8,000円となりました。2節及び3節の人件費、合わせまして413万8,000円の増となりました。

147、148ページをご覧ください。

7節報償費の除雪協力報償金は、大雪への対応協力をいただいた全行政区へ支給したので810万円の増、13節使用料及び賃借料は、大雪への対応などにより1億274万3,000円の増となりました。

149、150ページをご覧ください。

17節備品購入費は、7トン級除雪トラック1台の購入で1,801万8,000円の増となりました。

2目道路新設改良費は、公園通り線測量設計の委託などにより895万4,000円増の8,606万5,000円となりました。

3目街路灯費は、電気料の増などにより23万4,000円増の1,810万5,000円となりました。

151、152ページをご覧ください。

4目防雪サブセンター管理費は、水道料の増などにより1万7,000円増の82万2,000円となりました。

5目橋りょう新設改良費は、1億1,707万6,000円減の4,417万2,000円となりました。12節委託料の測量設計は、袋原大橋の補修及び丈助橋架け替えに伴う詳細設計などで1,496万6,000円の増となりました。18節負担金補助及び交付金は、JR跨線橋工事負担金、ステーションばんげ南公園線跨線橋の修繕工事完了に伴いまして、全額減となりました。

3項1目河川総務費は、河川浄化業務が行政区からの要望面積の増により20万5,000円増の493万4,000円となりました。

153、154ページをご覧ください。

2目河川維持費は、河川の護岸工事や水路整備で工事河川の二つの河川減などにより、319万円減の2,870万円となりました。

4項1目都市計画総務費は、1,691万6,000円減の2,166万4,000円となりました。2節、3節の人件費で合わせて773万円の減、12節委託料の測量設計は、5年ごとに実施される都市計画基礎調査の完了で全額減となっております。

2目土地区画整理費は、事業費の減による坂下東第一土地区画整理事業繰出金の減により212万1,000円減の1億941万4,000円となりました。

155、156ページをご覧ください。

3目都市下水路費は、都市下水路ゲート設置工事などにより2,461万6,000円増の4,737万1,000円となりました。

4目公園費は、ばんげひがし公園の受電設備更新工事などにより2,287万9,000円増の9,196万3,000円となりました。

157、158ページをご覧ください。

5目街なみ環境整備事業費は、気多宮街なみ交流センターの譲渡で、火災保険料や委託料の全額減などにより10万3,000円減の4万円となりました。

5項1目住宅管理費は1億3,947万1,000円減の5,194万2,000円となりました。10節需用費の施設修繕は、新中岩田団地7号棟の屋根・外壁修繕が完了したことなどにより1,738万2,000円の減、12節委託料の測量設計は、古町川尻団地6号から8号棟給水設備の設計が完了したことで全額減となりました。

159、160ページ、ご覧ください。

14節工事請負費の町営住宅改修工事は、古町川尻団地6号から8号棟給水設備等の改修工事で1,859万4,000円の増となっております。18節負担金補助及び交付金の旧坂下厚生病院除却事業は、事業の完了により全額減となりました。

9款1項1目非常備消防費は、1,158万1,000円増の3億3,423万1,000円となりました。161、162ページをご覧ください。

14節工事請負費は、Jアラート専用アンテナ設置工事により全額増、18節負担金補助及び交付金は、会津若松消防署城南分署の大規模改修や災害時に県と町をつなぐ県総合情報通信ネットワークの更新などにより1,156万7,000円の増となりました。

163、164ページをご覧ください。

2目消防施設費は、794万4,000円減の4,068万円となりました。14節工事請負費の防火水槽は、袋原区防火貯水槽設置工事の完了などにより459万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金、消火栓新設等は、新館・洲走区への消火栓新設が完了したことにより1,333万4,000円の減となりました。

3目水防費は、水防訓練等報償金の減で7万7,000円減の4万7,000円となりました。

10款1項1目教育委員会費は、県市町村教育委員会連絡協議会両沼支会負担金の減などで、2万1,000円減の94万3,000円となりました。

165、166ページをご覧ください。

2目事務局費は、人件費の増などで674万円増の6,249万2,000円となりました。

167、168ページをご覧ください。

3目子ども支援費は、人件費の増などで1,005万8,000円増の6,107万1,000円となりました。

169、170ページをご覧ください。

2項1目小学校費の学校管理費は、1,745万4,000円増の1億313万9,000円となりました。171、172ページになります。12節委託料は、さらに次ページ、173、174ページにございます、通学運転業務（増便分）は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い廃止したことにより647万5,000円の全額減、14節工事請負費の施設整備は、南小学校屋内運動場の床改修などで2,616万1,000円の増となりました。

175、176ページをご覧ください。

2目教育振興費は、1,948万1,000円増の5,055万4,000円となりました。1節報酬は、支援を必要とする児童の増加に伴い、特別支援教育支援員の増員により500万6,000円の増、10節需用費の教師用教科書及び指導書は、小学校教科書の改訂などにより、1,461万4,000円の増となりました。

3項1目中学校費の学校管理費は、136万1,000円の増となり、4,756万円となりました。177、178ページをご覧ください。

10節需用費の施設修繕は、プール循環ポンプ装置修繕工事の完了などで119万1,000円の減、11節役務費の遠距離通学用定期券等は、遠距離通学者の減などにより112万2,000円の減。

179、180ページをご覧ください。

14節工事請負費の施設整備は、中学校図書室の空調交換工事で348万7,000円の全額増となりました。

181、182ページをご覧ください。

2目教育振興費は、18万3,000円増の3,691万8,000円となりました。12節委託料の外国語指導助手は、指導時間数の増により62万3,000円の増、13節使用料及び賃借料のライセンスは、デジタル教科書1教科の導入などにより57万1,000円の増となりました。

4項1目幼稚園費は、183、184ページになります。職員の給料・手当、会計年度任用職員給料の増などにより2,400万2,000円増の2億3,386万9,000円となりました。

187、188ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費は、職員手当等の増などにより83万3,000円増の3,702万2,000円となりました。

189、190ページをご覧ください。

2目公民館費は、中央公民館事務室屋上の防水改修工事などにより629万9,000円増の2,561万5,000円となりました。

193、194ページをご覧ください。

3目町史編さん費は、調査活動等報償金の増などにより2万9,000円増の60万9,000円。

195、196ページをご覧ください。

4目埋蔵文化財発掘調査費は、486万9,000円増の2,701万6,000円となりました。2節給料及び3節職員手当等は、人件費の増により合わせまして469万8,000円の増、10節需用費の印刷製本費は立子沼道下遺跡報告書の作成完了により99万円の減となりました。

197、198ページをご覧ください。

5目指定文化財管理費は、140万5,000円減の1,159万8,000円となりました。7節報償費の講師・指導者・審判等は仏像等悉皆調査事業の原稿執筆完了などで174万7,000円の減、10節需用費の印刷製本費は仏像等悉皆調査報告書の発行完了で全額減となりました。
199、200ページをご覧ください。

12節委託料の文化財保存活用地域計画策定支援業務は、将来的な文化財の活用計画の策定を行うものであり432万3,000円の増、樹木枝伐操作業は、天屋東松の整備が完了したため153万円の全額減となりました。

6目美術館費は、美術館への案内看板の制作などにより5万5,000円増の163万4,000円となりました。

201、202ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費は、366万4,000円増の2,045万8,000円となりました。1節報酬は、地域おこし協力隊の採用により178万7,000円の増となりました。

10節需用費について、203、204ページをご覧ください。施設修繕料は、諏訪神社の土俵修繕などにより113万3,000円の増、12節委託料の休日部活動運営業務委託は、中学校の休日運動部活動の管理運営を委託しているもので、委託する部活数の増などにより、230万2,000円の増となりました。

2目学校給食費は、102万4,000円増の2億1,268万3,000円となりました。

205、206ページをご覧ください。

10節需用費の施設修繕は、洗浄室・コンテナプール床の修繕などの完了で128万6,000円の減、12節委託料は、次のページ、207、208ページにわたります。厨房機器保守点検が全額増、システム改修業務が学校給食費の公会計化に伴う改修で全額増となりました。

11款1項1目農業施設災害復旧費は、2,385万1,000円減の283万3,000円となりました。災害復旧工事は、只見川土地改良区及び5地区（大江、細工名、勝方、長井、舟渡区）の農用地等の災害復旧工事で36万円の増、補助災害復旧工事（繰越明許費分）につきましては、豪雨の被災による袋原地区の農地3か所、本名地区の農業施設2か所の復旧工

事の完了で全額減となりました。

209、210ページをご覧ください。

12款1項1目公債費の元金は、農業生産基盤整備事業に係る繰上償還などにより6,324万9,000円増の11億2,072万6,000円となりました。

2目利子は、長期債利子の減により416万9,000円減の1,896万3,000円となりました。

3目公債諸費は、繰上償還に係る手数料で5万5,000円となりました。

13款1項1目上水道事業会計支出金は、水道事業会計が公営企業会計へ移行したことにより科目変更したもので、4,591万3,000円の全額増となりました。

18節負担金補助及び交付金の負担金は、消火栓等の布設に係る経費や児童手当などで380万2,000円の全額増、補助金は、水道基本料金の減免や、坂下南幹線水道管布設などで4,211万1,000円の全額増となりました。

2目下水道事業会計支出金は、下水道事業会計が公営企業会計へ移行したことにより科目変更したもので、1億5,374万6,000円の全額増となりました。

211、212ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の負担金は、分流式下水道等に要する経費や不明水の処理に要する経費などで、8,493万8,000円の全額増、補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業にかかる委任事務費や、使用料で賄えない資本費補填分で6,880万8,000円の全額増となっています。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時04分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

次に、認定第2号から認定第4号まで説明願います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

認定第2号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について、ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙の監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいとい

うものです。

決算書の1、2ページをご覧ください。

歳入は、1款国民健康保険税から8款諸収入までの合計で、収入済額は17億1,571万6,171円で、前年度より約6,938万円、約3.9%の減となりました。

3、4ページをご覧ください。

歳出は、1款総務費から9款予備費までの合計で支出済額は16億7,442万9,716円で、こちらも前年度より約5,930万円、約3.4%の減となり、これら歳入歳出差引残額は、5ページのとおり4,128万6,455円となりました。

詳しくは、事項別明細書により特徴的な部分を中心にご説明申し上げますので、事項別明細書の1、2ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款国民健康保険税の収入済額は2億8,661万7,344円で、調定額に対する徴収率は89.59%と前年度より0.46%下がりはしたものの、例年と同水準となっております。

2款使用料及び手数料6万7,440円は、健康管理センターの施設利用料と敷地使用料です。

3款国庫支出金は、歳入がございませんでした。

3、4ページをご覧ください。

4款県支出金12億820万3,542円は、全額が県補助金で、歳入全体の約4分の3を占めており、このほとんどが普通交付金ですが、これは保険給付の実績に応じ交付されるものです。次の保険者努力支援分は、保険事業の取組状況等を県が評価し交付されたもの、その下の特別調整交付金は、制度改革によるシステム改修分や非自発的失業者に係る保険料軽減分等について交付されたもの、その下の県繰入金は、レセプト点検や医療費通知、保険事業、特定健診、保健指導など県の基準を満たしたものについて交付されたもの、その下の特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び保健指導の実施に要した費用を国と県が3分の1ずつ負担するものです。

5款財産収入は、国保基金についての利子分です。

5、6ページをご覧ください。

6款繰入金1億6,737万4,765円の全額が一般会計繰入金で、これは、いずれも保険者の責めに帰すことのできない事情に基づく要因について、限定期に一般会計から国が示す算式により繰り入れするもので、1節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する国保税軽減相当額等を公費で補填するもので、以下についても備考欄に記載の項目について同様に公費で負担したものです。

7款繰越金5,136万5,576円は、前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したものです。

8款諸収入は202万1,982円で、このうち、1項延滞金加算金及び過料が保険税延滞金として97万4,761円、7、8ページをご覧ください、このほか、2項預金利子として歳計現金預金利子7万49円、3項雑入として第三者行為による傷害の損害賠償金、保険給付費の返納金、人間ドック個人負担金57名分がそれぞれございます。

以上、歳入合計で、当初予算額18億8,786万6,000円、補正予算額3,468万9,000円の減、

計18億5,317万7,000円、調定額17億4,902万8,223円、収入済額17億1,571万6,171円、不納欠損額289万1,718円、収入未済額3,042万334円となりました。

9、10ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費は5,797万4,582円で、このうち、1項総務管理費が人件費分を除き約300万円増加しましたが、主な要因としましては、マイナ保険証一体化対応に伴い11、12ページの12節委託料中の国保資格システム改修によるものです。

2項徴税費及び3項運営協議会費は、ほぼ前年度と同様となっております。

13、14ページをご覧ください。

5項収納率等特別対策費のうち、新たに預貯金照会システムの記載がありますが、これは、このシステムに加入する金融機関の預貯金額を照会し、差押えをするなどの収納対策強化を図るためのものです。

2款保険給付費11億7,799万1,205円は、歳出全体の7割以上を占めますが、前年度と比べて約6,300万円減少しております。その内訳としまして、1項療養諸費が約4,500万円、15、16ページの2項高額療養費が約1,950万円それぞれ減少しており、3項出産育児諸費は5件で逆に約150万円増加いたしました。17、18ページの5項葬祭費は1件分5万円が減少しております。なお、1人当たりの医療費も1%弱ではありますが減少に転じております。

3款国民健康保険事業費納付金3億8,486万2,015円は、財政運営の責任主体である県に対して県が決定した額を各市町村が納付するもので、前年度より約3,100万円減少いたしました。

4款共同事業拠出金は、支出がございませんでした。

5款保険事業費は、3,232万5,192円で前年度より約830万円増加しております。この主な要因は、国保ヘルスアップ事業として県の補助を受け保健指導のできる会計年度任用職員1名を雇用したことによるものです。

1項特定健康診査事業は、ほぼ前年度と同様ですが、受診機会の拡大として保健衛生協会での追加日程を設けるなど新たな試みも行いました。しかし、受診率は約35%と前年度より若干下がる見通しでございます。

19、20ページをご覧ください。

2項1目保健衛生普及費は、医療費のお知らせやジェネリック医薬品差額通知等に関する費用で、ほぼ前年度と同様です。同じく2目疾病予防費は、人件費の増加分のほか、12節委託料の人間ドック受診者が57名と前年度より15名増加したことにより額が増加いたしました。

21、22ページをご覧ください。

3項健康管理センター事業費の1目施設管理費中、10節需用費の増加要因としましては、消耗品費で健康器具のストレッチボールやフォームローラーを購入したこと、修繕料で外壁修繕等を行ったこと及び14節工事請負費で歯科室の空調設備設置と厨房の換気扇フード設置によるものです。同じく2目保健指導費は、前述の国保ヘルスアップ事業分として新たに実施したものです。

23、24ページをご覧ください。

職員1名分の人事費ほか従前から使用している特定保健指導システム保守委託料などの経費がこれに該当し、17節の備品購入費が県の補助2分の1であるほか、その他は全て県からの補助10分の10となっております。

6款基金積立金は、元金積立金として2,000万円、25、26ページをご覧ください。利子積立金として6万5,522円を積み立て、年度末の残高は、1億4,010万6,325円となっています。

7款公債費は、支出がございませんでした。

8款諸支出金のうち、1項1目一般被保険者保険税還付金は、被保険者の異動による過年度課税分の還付、同じく3目その他償還金は、令和5年度分の特別交付金のうち特定健康診査等分の額の確定に伴う返還分です。

9款予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出合計で、当初予算額18億8,786万6,000円、補正予算額3,468万9,000円、計18億5,317万7,000円、支出済額16億7,442万9,716円、不用額1億7,874万7,284円となりました。

27ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた4,128万6,000円と実質収支額は同額となりました。これから前年度からの繰越金となった前年度の実質収支額5,136万6,000円を差し引いた単年度収支はマイナス1,008万円となります。これに基金積立額の2,006万6,000円を加えた実質単年度収支は998万6,000円となりました。

28ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、1の公有財産、2の物品とも年度中の増減はなく、3の基金は6款のところで説明したとおり、2,000万円余を積み増してあります。

説明は以上です。

続きまして、認定第3号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙の監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものです。

決算書の1、2ページをご覧ください。

歳入は、1款保険料から9款諸収入までの合計で、収入済額は23億2,039万3,768円で、前年度より約2,003万円、約0.9%の増となりました。

3、4ページをご覧ください。

歳出は、1款総務費から6款予備費までの合計で、支出済額は22億1,305万4,122円で、前年度より約1,844万円、約0.8%の減となり、これら歳入歳出差引残額は、5ページのとおり1億733万9,646円となりました。

令和6年度の決算につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期

間とする第9期会津坂下町介護保険事業計画の初年度に当たり、この計画期間中の事業費を基に保険料及び給付費を設定し、執行しております。

詳しくは、事項別明細書により特徴的な部分を中心にご説明申し上げますので、事項別明細書の1、2ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、大まかな財源の内訳は、利用者負担分を除き、公費負担分が50%、65歳以上の方の保険料が23%、40歳から64歳までの方の保険料が27%とされております。

1款保険料は、65歳以上の被保険者の保険料で、収入済額は4億3,928万870円、還付未済額を除いた調定額に対する徴収率は99.11%と、前年度より0.02%下がりはしたものの同水準となっております。

2款使用料及び手数料45万900円は、配食サービス手数料で、登録者27名の1,503食分でございます。

3款国庫支出金の5億6,169万586円は、公費負担分のおおむね2分の1を占めるもので、1項国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の一部を国が負担する分、2項国庫補助金は、被保険者の所得段階割合のほか給付実績や事業実績等により交付されたものです。

3、4ページをご覧ください。

4款支払基金交付金5億7,599万9,000円は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付された40歳以上65歳未満の被保険者の保険料について定率が交付されたもので、ほぼ前年度同様となっております。

5款県支出金の3億3,379万8,979円は、公費負担分のおおむね4分の1を占めるもので、1項県負担金、2項県補助金とも3款国庫支出金と同様に県が負担する分となっており、2項2目の地域包括ケアシステム深化推進事業補助金は、同事業に対し補助率100%となっております。

6款財産収入ですが、5、6ページをご覧ください。これは、介護給付費準備基金についての利子分です。

7款繰入金3億3,802万2,001円は、全額が一般会計繰入金で、公費負担分のおおむね4分の1を占めるものです。なお、2項の基金繰入金ですが、歳出が見込みより少なかったため、繰入れは行いませんでした。

8款繰越金6,885万5,534円は、前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したものです。

9款諸収入ですが、7、8ページをご覧ください。2項預金利子として歳計外現金利子10万7,810円のほか、3項雑入として過年度分支払基金給付費負担金197万4,017円がございます。

以上、歳入合計で、当初予算額23億9,962万円、補正予算額6,805万円の減、計23億3,157万円、調定額23億2,363万5,244円、収入済額23億2,039万3,768円、不納欠損額33万9,765円、収入未済額290万1,711円となりました。

9、10ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費は4,688万2,129円で、このうち1項総務管理費が人件費分を除き約109万円増加しましたが、主な要因としましては、第9期計画策定が終了

したため、アンケート実施に要した11節役務費の郵便料の減と制度改革等に伴う12節委託料の11、12ページのシステム改修業務の増によるものです。2項の介護認定審査会費は、広域圏で行っている介護認定審査会費に要した費用で、12節の委託料が約1.5倍となつておりますが、これは認定調査の件数が約1.5倍となつたことによるものです。

2款保険給付費20億8,136万1,588円は、歳出全体の約94%を占めますが、前年度と比べて約3,200万円増加しております。その内訳としまして、6項の市町村特別給付費が約9.9%減少したほかは、いずれの項も増加しております。1項介護サービス等諸費はほぼ前年度並みで、このうち3目の施設介護サービス給付費が約50%を占めており、次いで多いのが1目の居宅介護サービス給付費で、通所介護や訪問介護が主なものとなっています。

13、14ページをご覧ください。

2項介護予防サービス等諸費も、ほぼ前年度並みとなっています。

15、16ページをご覧ください。

3項その他諸費は約6%増、4項高額介護サービス等費は約7%増、5項高額医療合算介護サービス等費は伸び率が最も大きく約17%増、6項市町村特別給付費は、在宅で要介護4または5に該当し、常時失禁状態にある方を対象に、おむつ券を非課税世帯には月3,000円、課税世帯には月1,000円を給付するもので、延べ利用件数は増加しましたが、金額の高い非課税世帯の割合が減少したことにより額が減少いたしました。7項特定入所者介護サービス等費はほぼ前年度並みです。

17、18ページをご覧ください。

3款地域支援事業費は7,568万499円で、前年度より約312万円減少しております。この主な要因は、訪問型及び通所型のサービス費が減少したことや成年後見制度利用の該当件数の減少によるものです。

1項介護予防・生活支援サービス事業費のうち、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の訪問型及び通所型のサービスの利用件数が前年度より約11%減少したことにより、18節の負担金が約430万円減少しております。

19、20ページをご覧ください。

2項一般介護予防事業費は566万6,973円で、前年度より約112万円増加しておりますが、このうち人件費分が約102万円を占め、12節委託料の予防事業は、社会福祉協議会へ委託し、送迎支援付の健康運動教室やフレイル予防サロンなどを実施いたしました。

3項包括的支援事業等費・任意事業費は、前年度とほぼ同内容でほぼ同額ですが、21、22ページをご覧ください。4目19節扶助費の成年後見町長申立てのうち生保等該当者への後見人報酬の助成の該当件数が7件から3件に減少したため約106万円の減となっております。

一方、5目 在宅医療・介護連携推進事業費の在宅医療介護連携支援業務、6目生活支援体制整備事業費の生活支援コーディネーター業務、7目認知症総合支援事業の23、24ページをご覧ください。認知症地域支援推進業務のいずれも社会福祉協議会へ委託し実施しておりますが、12節の委託料がそれぞれ増加しております。8目地域ケア会議推進

事業は、自立支援型地域ケア会議の開催に要する費用で、専門職への謝金等は県に準拠しております。

25、26ページをご覧ください。

4款諸支出金は、前年度の給付費に係る国や県の負担金や補助金の精算に伴う返還分です。

5款基金積立金及び6款予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出合計で、当初予算額23億9,962万円、補正予算額6,805万円の減、計23億3,157万円、支出済額22億1,305万4,122円、不用額1億1,851万5,878円となりました。

27ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた1億734万円と実質収支額は同額となりました。

28ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、5款のところで説明したとおり、年度中の増減はなく、年度末の残高は3億9,224万7,000円となっています。

説明は以上です。

続きまして、認定第4号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙の監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものです。

決算書の1、2ページをご覧ください。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの合計で収入済額は、2億2,698万6,626円で、前年度より約2,088万円、約10.1%の増となりました。

3、4ページをご覧ください。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で支出済額は、2億2,528万566円で、こちらも前年度より約1,998万円、約9.7%の増となり、これら歳入歳出差引残額は、5ページのとおり170万6,060円となりました。

なお、本会計の要諦は、集めた保険料を福島県後期高齢者医療広域連合に納めることとなっております。

詳しくは、事項別明細書により特徴的な部分を中心にご説明申し上げますので、事項別明細書の1、2ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億6,174万7,352円で、調定に対する収納率は99.11%と前年度より0.18%下がりはしたもの、例年と同水準となっております。

2款使用料及び手数料は、歳入がございませんでした。

3款繰入金6,392万4,765円のうち、1目事務費繰入金814万7,966円は、職員1名分の人工費と事務費分を、2目保険基盤安定繰入金5,577万3,814円は、低所得者等の保険料

の軽減分をそれぞれ公費で補填するものです。

4款繰越金80万1,330円は、前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したものです。

5款諸収入は51万6,164円で、このうち1項延滞金加算金及び過料が延滞金として2,200円、3、4ページをご覧ください。2項償還金及び還付加算金が広域連合からの保険料還付金として2万6,400円、3項預金利子が2万4,204円、4項雑入がマイナンバーカードと保険証の一体化推進に係る補助金で、令和5年度分の実績に伴う追加交付分です。

以上、歳入合計で、当初予算額2億2,234万2,000円、補正予算額435万2,000円の増、計2億2,669万4,000円、調定額2億2,273万9,026円、収入済額2億2,698万6,626円、不納欠損額13万3,500円、収入未済額21万8,900円となりました。

5、6ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1款総務費814万7,966円は、職員1名分の人件費と事務費分です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、2億1,710万4,000円で、前年度と比べて約1,800万円増加いたしました。

7、8ページをご覧ください。

3款諸支出金2万8,600円は、過年度分の保険料還付金です。

4款予備費は、支出がございませんでした。

以上、歳出合計で、当初予算額2億2,234万2,000円、補正予算額435万2,000円の増、計2億2,669万4,000円、支出済額2億2,528万566円、不用額141万3,434円となりました。

9ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた170万6,000円と実質収支額は同額となりました。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、認定第5号から認定第7号まで説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

認定第5号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項国庫補助金から5款1項町債まで、歳入合計の予算現額2億555万5,000円、

調定額2億357万2,883円に対して、収入済額1億7,766万7,883円、収入未済額が2,590万5,000円となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項坂下東第一地区事業費から2款1項公債費まで、歳出合計の予算現額2億555万5,000円、支出済額1億7,766万7,883円、翌年度繰越額2,590万5,000円であります。

5ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は0円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

事項別明細書の1、2ページをお開きください。歳入であります。

1款1項1目1節都市計画費補助金は、前年度からの繰越明許費を含む調定額4,803万1,000円に対しまして、収入済額3,595万8,000円であり、1,207万3,000円が収入未済額となりました。

2款1項1目1節不動産売払収入は、調定額、収入済額ともに366万2,400円であります。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、前年度からの繰越明許費を含む調定額1億1,364万205円に対して、収入済額1億940万8,205円であり、423万2,000円が収入未済額となりました。

4款1項1目1節預金利子は、調定額、収入済額ともに1万9,178円であります。

2項1目1節雑入は、調定額、収入済額ともに2万100円であり、区画整理区域内町管理地の使用や、電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

5款1項1目1節都市計画事業債は、調定額3,820万円に対して収入済額2,860万円であります、960万円が収入未済額となりました。

3、4ページをお開きください。歳出であります。

1款1項1目坂下東第一地区事業費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人事費であります。

12節委託料897万755円は、建物等調査算定業務が主なものであります。

14節工事請負費4,214万5,200円は、前年度からの繰越明許費を含め、区画道路9-8号線外道路築造工事、ほか6件の工事費用であります。

18節負担金補助及び交付金603万7,646円は、水道事業における水道管布設工事並びに企業債元利償還に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金6,241万2,769円は、前年度からの繰越明許費を含む建築物2戸2棟及び工作物、動産等の移転補償が主なものであります。

なお、2,590万5,000円を翌年度へ明許繰越といたしました。

2款1項1目元金及び、次のページの2目利子5,150万3,346円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計の支出済額は、1億7,766万7,883円であります。

7ページをご覧ください。

実質収支に関する調書ですが、歳入・歳出の総額は、それぞれ 1 億 7,766 万 8,000 円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号「令和 6 年度会津坂下町水道事業会計決算について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1、2 ページをお開きください。決算報告書であります。

収益的収入及び支出であります。収入では、第 1 款水道事業収益税込額 4 億 8,013 万 1,205 円に対し、支出では、第 1 款水道事業費用税込額 4 億 6,114 万 296 円となりました。

3、4 ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。収入では、第 1 款資本的収入税込額 6,685 万 676 円に対し、支出では、第 1 款資本的支出税込額 1 億 9,978 万 4,135 円となりました。差引きその不足額 1 億 3,293 万 3,459 円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,195 万 3,641 円、及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,097 万 9,818 円で補填しました。

なお、第 1 款第 1 項企業債の予算額に比べ決算額の増減マイナス 1 億 4,840 万円のうち 9,640 万円及び第 6 項補助金の予算額に比べ決算額の増減マイナス 4,581 万 3,000 円は、共に翌年度繰越に係る財源であります。

次に、5 ページをお開きください。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で 1、営業収益が 3 億 4,791 万 5,082 円。これに対し、2、営業費用は 4 億 2,683 万 2,839 円で、差引営業損失が 7,891 万 7,757 円となりました。これは、物価高騰対応支援事業で実施した水道基本料金減免による給水収益の減、及び固定資産の減価償却費の増などによるものであります。

次に 3、営業外収益 9,733 万 2,787 円、4、営業外費用 1,198 万 1,619 円で、差引営業外利益が 8,535 万 1,168 円となりました。これに 5、特別利益と、6、特別損失の差 43 万 4,337 円を加えた当年度純利益は 686 万 7,748 円となり、前年度繰越利益剰余金 2 億 6,819 万 7,484 円を加えた当年度未処分利益剰余金は、2 億 7,506 万 5,232 円となったところであります。

6、7 ページをお開きください。剰余金計算書であります。

6 ページの資本金ですが、前年度末残高からの増減はなく、繰越資本金合計は 16 億 3,569 万 860 円であります。

次に、資本剰余金であります。当年度の増減はなく、繰越資本剰余金合計は 8,530 万 1,485 円であります。

次に、7 ページの利益剰余金であります。当年度末残高としまして、減債積立金は前年度処分額 200 万円を加え 1,300 万円。建設改良積立金は前年度処分額 2,500 万円を加

え 1 億2, 395万1, 193円。繰越利益剰余金前年度末残高は前年度処分額2, 700万円を取り崩し、当年度純利益686万7, 748円を加えた当年度未処分利益剰余金は 2 億7, 506万5, 232 円となり、5 ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書でありますと、当年度は減債積立金に40万円、建設改良積立金に640万円を積み立てし、2 億6, 826万5, 232円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8 ページの貸借対照表でありますと、資産の部で1、固定資産合計25億2, 288 万9, 279円、2、流動資産合計 8 億9, 677万7, 714円となり、資産合計は34億1, 966万6, 993円となるところであります。

9 ページをご覧ください。

次に、負債の部で3、固定負債合計 3 億859万3, 766円、4、流動負債合計8, 032万3, 498円、5、繰延勘定合計 8 億9, 774万959円となり、負債合計は12億8, 665万8, 223円となるところであります。

次に、資本の部で、6、資本金合計16億3, 569万860円、7、剰余金合計 4 億1, 201万6, 425円で、資本合計は21億3, 300万8, 770円となり、負債資本合計は34億1, 966万6, 993円で、8 ページの資産合計と一致するところであります。

10 ページから26 ページまでは決算附属書類であります。

まず、10 ページの令和6 年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1) 総括事項のイ、建設改良事業では、町道北裏通り線で140メートルの配水管布設替工事、ばんげひがし公園内にミストポール設置工事、区画道路築造に伴い配水管布設工事を27. 15メートル、県道熱塩加納会津坂下線の舗装復旧工事を実施しました。

また、東松ポンプ場の送水ポンプ修繕工事、中央配水場電源操作盤他更新工事、東松ポンプ場非常用発電機用蓄電池取替工事を実施したところであります。

次に、ロの給水の状況でございますが、本年度末における給水人口は、前年度末に比べ137人減少の1 万3, 560人。給水戸数は5, 664戸と前年度末に比べ86戸の増加となりました。

水道普及率は、前年度比0. 32ポイント増の95. 25%となりました。年間総配水量は170万1, 055立米であり、前年度に比べ2 万1, 131立米減少し、1 日当たりの平均配水量も45立米減少の4, 660立米となりました。年間総有収水量は127万9, 781立米で、前年度に比べ3 万3, 842立米減少し、有収率も前年度比1. 05ポイント減少の75. 23%となりました。

次に、ハの財政の状況ですが、収益的収入では営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせた総収益が4 億4, 568万3, 077円となり、前年度に比べて271万1, 171円の減となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4 億3, 881万5, 329円となり、前年度と比べて1, 814万9, 758円の増となりました。

この結果、純利益は686万7, 748円となりました。

次に、資本的収支では、収入が6, 685万676円、支出が1 億9, 978万4, 135円となり、不足する額1 億3, 293万3, 459円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1, 195万

3,641円、過年度分損益勘定留保資金1億2,097万9,818円で補填したところであります。

次に、二のその他ですが、本町の水道は大正13年4月に給水を開始し100周年を迎えたことを受け、先人たちの労苦や水の大切さを再確認していただく機会を創出するために、水道事業100周年記念式典を開催したところであります。

なお、今後も引き続き、適切な経理に努めるとともに経費の節減を図るなどして、経営体質の強化を図ってまいります。

次に、11ページの議会議決事項から料金その他供給条件の設定変更に関する事項、及び12ページの建設工事の概況から施設整備工事の概況については、記載のとおりであります。

次に、13ページをご覧ください。

イの業務量でありますが、年度末給水人口は1万3,560人、年度末給水戸数は、5,664戸となりました。

また、年間総配水量は170万1,055立米、年間総有収水量は、127万9,781立米となり、有収率は75.23%となったところであります。

次に、14ページは、月別配水量・有収水量調であり、記載のとおりであります。

次に、15ページをご覧ください。

(2) 事業収入、(3) 事業費用に関する事項であります。

税抜事業収入合計4億4,568万3,077円、税抜事業費用合計4億3,881万5,329円となるところであります。

なお、対前年度比較につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

4、会計の(1)重要契約の要旨から、17ページの5、付帯事項の(2)修繕工事(直営)につきましては、記載のとおりであります。

次に、18ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の減少額は2,086万4,027円となり、資金期末残高は8億6,156万9,423円となりました。

次に、19ページをご覧ください。

収益費用明細書であります。

(1) 収益勘定(収益)から、21ページの(4)資本勘定(支出)については、各款項目節ごとに税抜額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

22、23ページをお開きください。

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産から(3)投資までの年度当初現在高総合計は74億7,692万384円。当年度の増減分を差し引いた年度末現在高総合計は76億226万2,807円となり、減価償却累計額総合計50億7,937万3,528円を差し引いた年度末償却未済高総合計は、25億2,288万9,279円となるところであります。

なお、有形固定資産の当年度増加額1億4,394万9,510円は、県道及び町道における配

水管布設替工事や、中央配水場配水電源操作盤他更新工事が主なものです。

24ページをお開きください。企業債明細書であります。

地方債の残高は、3億5,179万8,260円となりました。

25、26ページは注記表であり、内容は記載のとおりであります。

27ページ以降は参考資料であり、内容は記載のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、認定第7号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

会津坂下町下水道事業は、令和6年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計を合わせて、一つの下水道事業会計として決算を行いました。

決算書の1、2ページをお開きください。

決算報告書であります。

収益的収入及び支出でありますが、収入では、第1款下水道事業収益、税込額4億7,757万3,061円に対し、支出では、第1款下水道事業費用、税込額4億4,913万6,663円となりました。

なお、第1款第1項営業収益の予算額に比べ、決算額の増減マイナス2億1,494万3,941円のうち9,640万円及び、3、4ページの第6項補助金の予算額に比べ、決算額の増減マイナス7,731万813円は、翌年度繰越に係る財源であります。

3、4ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。

収入では、第1款資本的収入、税込額1億8,042万4,767円に対し、支出では、第1款資本的支出、税込額2億9,215万7,909円となり、翌年度に繰り越される建設改良費の支出財源に充当する負担金527万7,580円を除き、差引きその不足額1億1,701万722円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160万7,316円、当年度分損益勘定留保資金1億199万5,321円、引継金206万7,914円、及び当年度利益剰余金処分額1,134万171円で補填しました。

5ページをお開きください。損益計算書であります。

本年度の収益は、税抜額で、1、営業収益が1億5,298万5,948円。これに対し、2、営業費用は4億351万9,548円で、差引営業損失が2億5,053万3,600円となりました。これは、営業収益より固定資産の減価償却などの営業費用が上回ったことによるものであります。

次に、3、営業外収益2億9,117万5,909円、4、営業外費用3,068万7,838円、差引営業外利益が2億6,048万8,071円となりました。

これに、5、特別利益と、6、特別損失の差、1,284万840円を加えた当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金が、2,279万5,311円となったところであります。

6、7ページをお開きください。剰余金計算書であります。

6ページの資本金ですが、当年度末残高は2億2,927万6,444円であります。

次に、資本剰余金でありますと、繰越資本剰余金合計は1億6,387万1,470円であります。

次に、7ページの利益剰余金でありますと、当年度末残高としまして、当年度未処分利益剰余金は2,279万5,311円となり、5ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書でありますと、資本金に1,134万171円、減債積立金に120万円、建設改良積立金に880万円を積み立てし、145万5,140円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

8、9ページをお開きください。貸借対照表であります。

資産の部で、1、固定資産合計74億9,058万2,403円、2、流動資産合計6,757万7,125円となり、資産合計は75億5,815万9,528円となるところであります。

9ページをご覧ください。

次に、負債の部で、3、固定負債合計23億5,970万9,932円、4、流動負債合計1億8,345万8,080円、5、繰延勘定合計45億9,904万8,291円となり、負債合計は71億4,221万6,303円となるところであります。

次に、資本の部で、6、資本金合計2億2,927万6,444円、7、剰余金合計1億8,666万6,781円で資本合計は4億1,594万3,225円となり、負債資本合計は75億5,815万9,528円で、8ページの資産合計と一致するところであります。

10ページから27ページまでは決算附属書類であります。

まず、10ページの「令和6年度会津坂下町下水道事業報告書」についてご説明申し上げます。

(1) 総括事項のイ、建設改良事業ですが、公共下水道事業では、町道坂下青津線、北裏通り線、上口地内及び区画道路9-8号線で管渠工事を実施しました。

また、町道古町川尻北線に公共污水栓の設置工事を実施したところであります。

農業集落排水事業では、陣が峯城浄化センター、窪倉浄化センター及び合川浄化センターの施設修繕工事を実施したところであります。今後も、衛生的で快適な生活環境の整備に努めてまいります。

次に、口の汚水処理の状況でございますが、本年度末における処理区域内人口は、前年度末に比べ117人増加の5,443人。普及率は、38.77%と前年度末に比べ1.79ポイントの増加となりました。

年間汚水処理量は、前年度比3,951立米増の46万3,798立米となりました。

年間有収水量は42万4,180立米であり、前年度に比べ1,231立米の増、有収率は前年度比0.52ポイント減少の91.46%となりました。

次に、ハの財政の状況ですが、収益的収入では営業収益営業外収益及び特別利益を合わせた総収益が4億5,954万5,297円となりました。

収益的支出では、営業費用、営業外費用及び特別損失を合わせた総費用が4億3,674

万9,986円となりました。

この結果、純利益は2,279万5,311円となったところであります。

次に、資本的収支では、収入が1億8,042万4,767円、支出が2億9,215万7,909円となり、不足する額1億1,701万722円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額160万7,316円、当年度分損益勘定留保資金1億199万5,321円、引継金206万7,914円及び当年度利益剰余金処分額1,134万171円で補填したところであります。

なお、今後も引き続き、適切な経理に努めるとともに、経費の節減を図るなどして、経営体質の強化を図ってまいります。

次に、11ページの議会議決事項から、使用料その他条件の設定変更に関する事項、及び12ページの建設工事の概況から修繕工事の概況については、記載のとおりであります。

次に、13ページをご覧ください。

イの業務量ですが、年度末行政区域内人口は1万4,041人、年度末処理区域内人口は5,443人、年度末普及率は38.77%、年度末水洗化人口は3,989人、年度末水洗化率は73.29%となりました。

また、年間汚水処理水量は46万3,798立米、年間有収水量は42万4,180立米となり、有収率は91.46%となったところであります。

次に、14ページをお開きください。

(2) 事業収入、(3) 事業費用に関する事項であります。

税抜事業収入合計4億5,954万5,297円、税抜事業費用合計4億3,674万9,986円となったところであります。

次に、15ページをご覧ください。

4、会計の(1)重要契約の要旨から、(3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の増加額は3,868万7,514円となり、資金期末残高は5,802万8,260円となりました。

次に、17ページをご覧ください。

収益費用明細書であります。

(1) 収益勘定(収益)から、19ページの(4)資本勘定(支出)については、各款項目節ごとに税抜額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきます。

20、21ページをお開きください。

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産の年度当初現在高総合計は75億9,026万194円。当年度の増減分を差し引いた年度末現在高総合計は77億3,799万7,084円となり、減価償却累計額総合計2億4,741万4,681円を差し引いた年度末償却未済高総合計は、74億9,058万2,403円となるところであります。

なお、有形固定資産当年度増加額の2億379万9,851円は、町道や区画道路における管

渠工事や、各浄化センターの維持修繕工事が主なものであります。

22ページから24ページをご覧ください。

企業債明細書であります。

地方債の残高は、公共下水道事業が21億8,625万4,597円、農業集落排水事業が3億1,008万7,976円となりました。

25ページから27ページは注記表、28ページ以降は参考資料であり、内容は記載のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議案第48号から議案第58号の一括上程

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議案第48号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」から、議案第58号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの11件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本功君）

議案第48号 会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第51号 会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 令和6年度会津坂下町下水道事業剰余金の処分について

議案第53号 令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）

議案第54号 令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後2時00分）

再開を2時10分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後2時10分）

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第48号から議案第50号まで説明願います。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第48号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく省令の改正により、関係条文を改正するものであります。

主な改正内容としましては、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すると認定された地域経済牽引事業において、整備する固定資産等の課税の減免期間を3年間延長するものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。なお、条文中の句読点、括弧は省略の上、説明させていただきますので、ご了解願います。

第5条の2中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改めるというものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用とするものであります。

説明は以上です。

続きまして、議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、育児に係る部分休業制度の新設・拡充により、職員の仕事と生活の両立を支援する改正になります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表1ページをご覧ください。

右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。

なお、条文中の句読点、括弧は省略の上、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改めます。

第15条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削ります。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改めます。

第16条の次に次の4条を加えます。

第16条の2は、第2号部分休業の承認で、「育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。」とするものです。

同条第1号として「1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき、当該勤務時間の時間数」とし、第2号として「第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは、当該残時間数」とするものです。

第16条の3は、「育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間」であり、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

第16条の4は、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間であり、「育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする」ものです。

第1号として、非常勤職員以外の職員は、77時間30分。

第2号として、非常勤職員は、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものです。

第16条の5は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情であり、「育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著し

い支障が生じると任命権者が認める事情とする」ものです。

第17条中「第11条の規定は、部分休業について準用する。」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改めます。

第18条及び第19条は、この後、説明いたします「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」に規定することから、削除いたします。

議案本文の3ページに戻っていただきまして、附則として、第1条は施行期日で、この条例は、令和7年10月1日から施行するものとし、第2条は経過措置になります。

説明は以上であります。

続きまして、議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

主な改正内容としましては、妊娠、出産を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立に資する制度及び措置について規定する改正になります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の「旧」が改正前、左側の「新」が改正後で、下線部分が改正箇所であります。なお、条文中の句読点、括弧は省略の上、説明させていただきますので、ご了解願います。

1ページをご覧ください。

第17条の2第1項中「次条において」を「以下」に改めます。

第17条の3の次に次の2条を加えます。

第17条の4は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等であり、「任命権者は、職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない」とします。

第1号として「申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置」、第2号として「出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置」、第3号として「申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置」を規定いたします。

第2項として、「任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じな

ければならない」とし、第1号として「対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置」、第2号として「育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置」、第3号として「対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置」を規定いたします。

第3項として、「任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない」とし、第4項として、「任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない」といたします。

第17条の5は、勤務環境の整備に関する措置であり、「任命権者は、育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度の利用に係る請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない」とし、第1号として「職員に対する育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度に係る研修の実施」、第2号として「育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度に関する相談体制の整備」、第3号として「その他育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度に係る勤務環境の整備に関する措置」を規定いたします。

議案本文3ページに戻っていただきまして、附則として、第1条は施行期日で、この条例は、令和7年10月1日から施行し、ただし、経過措置を定める附則第2条の規定は、公布の日から施行するというものであります。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第51号について説明願います。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議案第51号「会津坂下町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、ひとり親世帯の生活の安定を図るため、また近年における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、保護命令制度の拡充・違反の厳罰化の措置を講ずるもの、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、関係条文を改正するものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

参考資料をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部

分が改正箇所であります。

第2条につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の第10条第1項に規定されておりました接近禁止命令と退去命令が、第10条第1項と第10条第2項に分けて規定されることに伴い、条文第2条第1項第1号ク中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加えます。

第3条につきましては、地方税法の寡夫控除の廃止及び、ひとり親控除の新設に伴い、条文第3条第3項第4号中「及び地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第8号に規定する控除」を削除します。

また、児童扶養手当の支給の制限に係る所得基準額の引上げ、所得税に係る扶養控除の見直しにより、政令第2条の4第5号が削除されることに伴い、条文「政令第2条の4第2項」を「政令第2条の4第2項第1号」に、「第8項」を「第7項」に改めるものです。

前ページの議案本文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第52号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第52号「令和6年度会津坂下町下水道事業剰余金の処分について」ご説明申し上げます。

令和6年度会津坂下町下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により別紙のとおり処分するため、議会の議決を求めたいというものであります。

別紙をご覧ください。

表の右端になりますが、当年度末未処分利益剰余金2,279万5,311円のうち、資本金に1,134万171円、減債積立金に120万円、建設改良積立金に880万円をそれぞれ処分し、これにより、処分後残高145万5,140円を令和7年度会計へ繰り越したいというものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第53号について説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第53号「令和7年度会津坂下町一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3億7,993万8,000円を追加し、予算の総額を95億1,821万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による、とするものです。

次に、第2条、地方債の追加・変更は第2表、地方債補正による、とするものです。

今回の補正予算は、町税や特例交付金、普通交付税の増、補助金の確定に伴う増減、各種過年度返還金の支出、行政区要望による道路反射鏡の更新や各施設の修繕等の実施、農業者への新たな補助金の創設に伴うものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正についてご説明いたします。

今回の補正では、追加が1件、変更が1件です。

まず、追加となる林道施設災害復旧事業は、天屋林道の災害復旧工事により、緊急自然災害防止対策事業債500万円を追加するもので、元利償還金の70%が交付税措置されます。次に、変更の都市下水路整備事業は、積算業務が完了した都市下水路3号ゲート自動化工事により、防災対策事業債3,600万円を増額するもので、元利償還金の28.5%が交付税措置されます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ、総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額91億3,827万7,000円、補正額3億7,993万8,000円の増、補正後の額95億1,821万5,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から14款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては歳入と同額となります。財源内訳につきましては、国県支出金が5,853万1,000円の増、地方債が4,100万円の増、その他特定財源が3,866万4,000円の増、一般財源が2億4,174万3,000円の増であります。

3ページをご覧ください。

2、歳入の詳細についてご説明いたします。

1款1項1目個人町民税、補正額5,600万円の増は、当初課税の確定及び徴収率の増により増額するものです。

2項1目固定資産税、補正額6,000万円の増は、当初課税の確定及び徴収率の増によ

り増額するものです。

9款1項1目地方特例交付金、補正額57万3,000円の増は、交付額の確定により当初予算との差額を計上するものです。

10款1項1目地方交付税、補正額1億2,498万1,000円の増は、普通交付税算定の結果、通知により28億9,907万3,000円と確定したことから、差額を計上するものです。

普通交付税算定の前年度比較は、基準財政収入額では、個人住民税所得割が5,974万2,000円の増、地方消費税交付金が1,674万2,000円の増などにより、前年度比2,006万2,000円の増、基準財政需要額では、下水道費が1,750万円の増、地域振興費が3,361万7,000円の増などにより、前年度比5,754万2,000円の増と、収入額を超えて需要額が増となっております。

12款1項3目災害復旧費分担金、補正額111万円の増は、杉山、長井、大江区の農地災害の復旧工事に係る受益者分担金を計上いたしました。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額1,771万4,000円の増は、1節障がい者福祉費負担金、自立支援給付費等負担金1,133万2,000円の増は、障害者福祉サービスの利用件数増により国庫負担分が増額となったもので、補助率は2分の1です。次に障害児施設給付費等負担金627万9,000円の増は、障害児福祉サービスの利用件数増により、国庫負担分が増額となったもので、補助率は2分の1です。

4ページをご覧ください。

5節低所得者保険料軽減負担金10万3,000円の増は、介護保険料軽減第2段階の該当者が19名増加したため国庫負担分が増額となったもので、補助率は2分の1です。

2項2目民生費国庫補助金、補正額35万9,000円の増は、訪問入浴サービスの利用者増により、国庫補助分が増額となったもので、補助率は2分の1です。

3項2目民生費国庫委託金、補正額19万6,000円の増は、令和7年度税制改正で特定親族特別控除が追加されたことに伴う、システム改修に係る基礎年金等事務費交付金を増額するもので、補助率は10分の10です。

15款1項2目民生費県負担金、補正額885万6,000円の増は、まず、1節社会福祉費負担金5万1,000円の増は、国庫負担金と同様に、介護保険料軽減の該当者が増加したことにより県負担分が増額となったもので、補助率は4分の1です。2節障がい者福祉費負担金、自立支援給付費等負担金566万6,000円の増は、国庫負担金と同様に、障害者福祉サービスの利用件数増により、県負担分が増額となったもので、補助率は4分の1です。

次に障害児施設給付費等負担313万9,000円の増は、国庫負担金と同様に、障害児福祉サービスの利用件数増により、県負担分が増額となったもので、補助率は4分の1です。

2項1目総務費県補助金、補正額3万7,000円の増は、1節総務管理費補助金1万2,000円の増は、土地利用規制対策費交付金の内示により増額するものです。

3節電源立地地域対策交付金2万5,000円の増は、電源立地地域対策交付金の内示により増額するものです。

2目民生費県補助金、補正額17万9,000円の増は、国庫補助金と同様に、訪問入浴サ

ービスの利用者増により、県補助分が増額となったもので、補助率は4分の1です。

5ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金、補正額3,098万8,000円の増は、まず、産地パワーアップ事業補助金1,018万円の増は、収益力強化に取り組む農業者に対して機械や施設の導入支援を行うもので、トラクター2台、コンバイン2台、レベラー1台、プラウ1台、バーチカルハロー1台の導入支援に対する申請3件分の交付決定により計上するものです。補助率は10分の10です。

次に、新規就農者確保緊急円滑化対策初期投資促進事業補助金1,122万3,000円の増は、担い手確保を図るため、新規就農者の機械や設備導入を支援するもので、自動灌水装置付パイプハウス4棟、ブドウ棚及び自走ラジコン動噴の導入支援に対する申請2件分の交付決定により、計上するものです。補助率は10分の10です。

次に、風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金798万9,000円の増は、東日本大震災等による風評対策として、特色ある品種・品目の導入や品質向上のための施設化の推進を支援するもので、炭酸ガス局所施用機、酸素供給設備、細霧冷房装置の導入支援に対する申請1件分の交付決定により計上するものです。補助率は10分の10です。

次に、次世代園芸産地づくり支援事業補助金159万6,000円の増は、先進的技術導入など園芸産地としての生産力強化を支援するもので、炭酸ガス局所施用機、酸素供給設備、細霧冷房装置の導入支援に対する申請1件分の交付決定により計上するものです。補助率は10分の10です。

7目教育費県補助金、補正額16万8,000円の増は、放課後子どもプラン補助金の交付決定による増額で、補助率は3分の2です。

3項1目総務費県委託金、補正額5万9,000円の増は、まず、1節総務管理費委託金23万2,000円の減は、県より移譲された事務件数に応じて交付される、うつくしま権限移譲交付金の内示により減額するものです。

4節統計調査費委託金の農林業センサス交付金1万7,000円の増は、昨年実施した農林業センサスの市町村交付金の確定により増額するものです。

次に、国勢調査交付金27万4,000円の増は、国からの追加交付決定に伴い増額するものです。

17款1項1目一般寄附金、補正額990万円の増は、子供たちのために1,000万円の寄附をいただいたもので、当初予算との差額を計上しました。今回の補正予算において財政調整基金に積み立ていたします。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正額200万円の増は、2社から合わせて200万円のご寄附をいただいたものです。企業版ふるさと納税は、寄附を受けた年度に実施する事業に充当する必要があるため、町産業PR推進事業と街なか賑わい創出事業に100万円ずつ充当いたします。

18款1項6目公共施設整備基金繰入金、補正額2,260万5,000円の増は、ばんげ保育所のシロアリ駆除調査工事の財源とするため繰り入れするものです。

6ページをご覧ください。

2項1目介護保険特別会計、補正額65万8,000円の増は、令和6年度分過年度低所得者保険料軽減の実績に伴う返還金を計上いたしました。

20款3項4目雑入、補正額255万5,000円の増は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付決定より計上するものです。

21款町債につきましては、第2表、地方債の補正によりご説明したとおり、追加が1件、変更が1件でございます。これにより、町債の総額は4,100万円増の2億5,300万円となりました。

7ページをご覧ください。

3、歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費、補正額70万円の増は、まず、3節職員手当等、25万5,000円の増は、職員の転居、児童手当該當に伴うものです。次に、10節需用費、44万5,000円の増は、北庁舎西側玄関の扉が故障したことによる修繕及び町営駐車場の区画線引き直しに伴う費用を増額するものです。

財源内訳の補正、国県支出金23万2,000円の減は、財源としていた「うつくしま権限移譲交付金」の減により減額するものです。

5目財産管理費、補正額6,990万円の増は、まず、行政センター建設基金6,000万円の増は、新庁舎建設に向け積み立てするもので、基金残高は12億3,740万1,000円となります。

次に、財政調整基金990万円の増は、一般寄附金1件分を積み立てするもので、基金残高は9億4,326万3,000円となります。

6目企画費、補正額267万2,000円の増は、まず、10節需用費、施設管理用品15万9,000円の増は、消防施設点検により判明した広瀬コミュニティセンターの消火器更新費用を増額するものです。

次に、自動車修繕20万円の増は、10月より実証運行を予定しているコミュニティバスの3か月ごとの点検費用及び修繕費用を計上するものです。

次に、施設修繕14万9,000円の増は、消防施設点検により判明した、金上コミュニティセンターの誘導灯、広瀬コミュニティセンターの誘導灯用バッテリー及び火災報知設備などの交換費用を増額するものです。

11節役務費、路線バス乗車券148万円の増は、路線バス乗車券の申請件数の増により増額するものです。

次に、自動車任意損害共済保険料2万3,000円の増は、コミュニティバス運行に係る保険料を計上するものです。

18節負担金、補助及び交付金、地区集会所建設等補助金66万1,000円の増は、要望がありました朝立、津尻、海老沢、矢ノ目区の集会所修繕などの補助金を増額するものです。

財源内訳の補正、国県支出金1万2,000円の増は、土地利用規制対策費交付金の充当、その他255万5,000円の増は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の充当によるものです。

7目交通安全対策費、補正額103万5,000円の増は、まず、道路反射鏡等100万2,000円の増は、行政区要望により、上新田、金上、津尻、大沢区のカーブミラー修繕費用を増額するものです。次に、集落案内板3万3,000円の増は、立川区の集落看板を修繕する費用を増額するものです。

2款2項2目賦課徴収費、補正額13万2,000円の増は、口座振替を行う際の金融機関へのデータ持込み手数料が二つの金融機関で追加となつたことから増額するものです。

8ページをご覧ください。

5項4目農林統計費、補正額1万7,000円の増は、まず10節需用費2,000円の増は、事務用品費用を増額するものです。11節役務費1万5,000円の増は、農林業センサスに係る廃棄書類等の郵便料を増額するものです。

財源内訳の補正、国県支出金1万7,000円の増は、農林業センサス交付金の充当によるものです。

5目国勢調査費、補正額27万5,000円の増は、1節報酬22万1,000円の増は、報酬単価の見直しにより増額するものです。3節職員手当等1万4,000円の増は、会計年度任用職員の確定によるものです。

10節需用費、印刷製本費2万円の減は、説明会資料数の減によるものです。11節役務費、郵便料12万3,000円の減は、調査員宛ての郵便通数の減によるものです。次に紙面掲載広告料8,000円の減は、町広報紙掲載単価の見直しによるものです。12節委託料19万1,000円の増は、介護施設内居住者への調査を、施設職員へ委託するための費用を計上いたしました。

財源内訳の補正、国県支出金27万4,000円の増は、国勢調査交付金の充当によるものです。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額5,070万1,000円の増は、まず、18節負担金、補助及び交付金5,000万円の増は、広域連合への負担金額の確定により増額するものです。22節償還金、利子及び割引料49万4,000円の増は、令和6年度低所得者保険料軽減実績に基づく国・県分の返還金を計上しました。27節繰出金20万7,000円の増は、介護保険料軽減の該当者が増加したことにより町負担分を増額するものです。

財源内訳の補正、国県支出金15万4,000円の増は、国及び県分の介護保険低所得者保険料軽減負担金の充当によるものです。その他49万4,000円の増は、介護保険特別会計繰入金の充当によるものです。

2目障がい者福祉費、補正額4,559万9,000円の増は、まず、11節役務費3万8,000円の増は、障害児福祉サービス利用件数の増に伴い、審査支払件数が増加したことによるものです。

19節扶助費、自立支援給付費2,266万5,000円の増は、重度訪問介護などの障害者福祉サービス利用件数の増に伴い増額するものです。地域生活支援事業72万円の増は、訪問入浴サービスの利用者増に伴い増額するものです。障がい児給付費1,256万円の増は、障害児福祉サービス利用件数の増に伴い増額するものです。

9ページをご覧ください。

22節償還金、利子及び割引料961万6,000円の増は、令和6年度の障害者医療費負担金や障害者自立支援給付費負担金、障害児入所医療費等負担金などの確定により返還金を計上しました。

財源内訳の補正、国県支出金2,695万4,000円の増は、国県負担分の障害者福祉費負担金及び補助金の充当によるものです。

3目老人福祉費、補正額371万円の増は、養護老人ホームへの措置入所者の増により措置費用を増額するものです。

4目国民年金費、補正額19万5,000円の増は、令和7年度税制改正で特定親族特別控除が追加されたことに伴う、システム改修費用を計上するものです。

財源内訳の補正、国県支出金19万6,000円の増は、基礎年金等事務費交付金の充当によるものです。

2項4目児童福祉施設費、補正額2,083万7,000円の増は、まず、2節給料及び3節職員手当等は、会計年度任用職員の配置変更により減額するものです。

10節需用費146万3,000円の増は、ばんげ保育所の電話設備が経年劣化で故障したため、電話主装置及び一般電話機等の入替え、システムデータ作成費用を増額するものです。

14節工事請負費2,260万5,000円の増は、ばんげ保育所にシロアリが発生したため被害調査・駆除及び被害部分の復旧工事費用を計上するものです。

財源内訳の補正、その他2,260万5,000円の増は、公共施設整備基金繰入金の充当によるものです。

4款1項2目予防費、補正額237万1,000円の増は、令和5年度及び6年度の実績に基づく、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金207万2,000円と、令和6年度実績に基づく、感染症予防事業費等国庫負担金の返還金29万9,000円を計上するものです。

10ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費、補正額3,115万2,000円の増は、まず、10節需用費16万4,000円の増は、雪害により故障した農村環境改善センター多目的ホールのシャッター修繕費用を増額するものです。

18節負担金、補助及び交付金、新規就農者確保緊急円滑化対策初期投資促進事業補助金1,122万3,000円の増は、担い手確保を図るため、新規就農者の機械や設備導入を支援するもので、申請2件分を計上しました。

産地パワーアップ事業補助金1,018万円の増は、収益力強化に取り組む農業者に対して機械・施設の導入支援補助を行うもので、申請3件分を計上しました。

風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金798万9,000円の増は、東日本大震災等による風評払拭のため、特色ある品種品目の導入や品質向上のための施設化を支援するもので、申請1件分を計上しました。

次世代園芸産地づくり支援事業補助金159万6,000円の増は、先進的技術導入など園芸産地としての生産力強化を支援するもので、申請1件分を計上しました。

財源内訳の補正は、国県支出金の内示によるものです。

7款1項2目商工業振興費は、財源内訳の補正で、企業版ふるさと納税寄附金200万円を町産業PR推進事業と街なか賑わい創出事業へ100万円ずつ充当するものです。

3目観光費、補正額24万6,000円の増は、まず、10節需用費9万5,000円の増は、塔寺賑わい広場の案内看板が破損したため修繕費用を増額するものです。

14節工事請負費15万1,000円の増は、漫画クローズと連携して作成したクローズマンホールの設置工事費用を計上するものです。

8款2項1目道路維持費、補正額1,614万8,000円の増は、まず、12節委託料91万4,000円の増は、坂下地区の一部において宅地造成を進めるため早期に道路台帳整備が必要な4路線分を増額するものです。

13節使用料及び賃借料、1,500万円の増は、業者除雪による単価増や路線見直しなどにより、除雪機械の賃借料を増額し除雪作業に備えるものです。

17節備品購入費、23万4,000円の増は、除雪車の消耗品交換などに必要な大型コンプレッサーが故障したため更新するものでございます。

5目橋りょう新設改良費、補正額100万円の増は、県代行事業の丈助橋架け替え工事において、工事に支障のある電力柱移転のための損失補償費を計上するものです。

11ページをご覧ください。

4項3目都市下水路費、補正額3,668万1,000円の増は、積算業務が完了した都市下水路3号のゲート自動化工事費用を計上するものです。

財源内訳の補正、地方債3,600万円の増は、防災対策事業債の充当によるものです。

9款1項1目非常備消防費、補正額40万6,000円の増は、大沢の消防屯所シャッターが故障したため修繕工事費用を増額するものです。

2目消防施設費、補正額460万7,000円の増は、要望のあった八日沢水防倉庫の解体及び舟渡防火水槽の取壊しに係る工事費用を増額するものです。

10款1項2目事務局費、補正額6万円の増は、児童手当支給対象者の増により増額するものです。

2項1目学校管理費、補正額486万4,000円の増は、まず、東小学校は、木材を使用した花壇の老朽化に伴う更新、雪害により損傷したポンプ室屋根の修繕、今年度で期限切れとなるガス警報器の交換費用を増額するものです。

次に、南小学校は、灯油漏えい事故を防止するため、未使用の暖房機撤去に係る費用を増額するものです。

12ページをご覧ください。

3項1目学校管理費、補正額136万4,000円の増は、まず、施設管理用品8万8,000円の増は、灯油漏えい事故の際に使用するオイル吸着マットの購入費用を増額するものです。施設修繕127万6,000円の増は、雪害により損傷した雪廻板や枠の修繕、サッシ窓の修繕費用を増額するものです。

2目教育振興費、補正額217万5,000円の減は、入札によって確定した校務用ノートパソコンのリース料を減額するものです。

4項1目幼稚園費、補正額336万3,000円の増は、2節給料及び3節職員手当等は、会

計年度任用職員の配置変更により増額するものです。

5項2目公民館費、補正額58万1,000円の増は、まず、10節需用費、施設修繕33万円の増は、中央公民館事務室のエアコン修繕費用を増額するものです。自動車修繕17万1,000円の増は、公用車のスタッドレスタイヤ購入費用と公用車のエアコン修繕費用を増額するものです。

13節使用料及び賃借料8万円の増は、学校の課題を地域の力を活用し解決するための地域学校協働活動コーディネーターの活動に係る自動車借上料を計上するものです。

財源内訳の補正、国県支出金16万8,000円の増は、放課後子どもプラン補助金の充当によるものです。

4目埋蔵文化財発掘調査費、補正額47万1,000円の増は、文化財展示室のエアコンの点検及び分解洗浄費用を計上するものです。

13ページをご覧ください。

5目指定文化財管理費、補正額23万5,000円の増は、雪害により倒壊した東松峠の案内看板を再設置するための費用を増額するものです。

11款1項1目農業施設災害復旧費、補正額317万3,000円の増は、雪害により損傷した大江・長井・杉山・天屋の法面復旧、袋原の揚水機送水管復旧に係る工事費用を増額するものです。

財源内訳の補正、その他111万円の増は、復旧工事に係る受益者分担金の充当によるものです。

2目林業施設災害復旧費、補正額523万6,000円の増は、雪害により損傷した天屋林道の復旧に係る工事費用を増額するものです。

財源内訳の補正、地方債500万円の増は、緊急自然災害防止対策事業債の充当によるものです。

最後に14款1項1目予備費、補正額7,438万2,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額であり、これにより予備費総額は1億5,192万7,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第54号から議案第56号まで説明願います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議案第54号「令和7年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ883万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,241万9,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいとするものです。

今回の補正は、主に国民健康保険税の調定額本算定に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括として、まず歳入ですが、1款国民健康保険税883万3,000円を減額し、歳入合計を19億1,241万9,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1款総務費から9款予備費まで、合計883万3,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の19億1,241万9,000円にしたいとするものです。

財源内訳は、一般財源が883万3,000円の減となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分から、9節介護納付金分現年課税特別徴収分まで883万3,000円の減は、全体の世帯数及び被保険者数が仮算定時より減少したことによるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項1目一般管理費21万円の増は、資格確認書送付に係る特定記録郵便料の増によるものです。

1款3項1目運営協議会2万5,000円の増は、第3期データヘルス計画の評価実施に伴う協議会の追加開催によるものです。

2款5項1目葬祭費100万円の増は、給付件数が既に昨年度の件数に迫り不足が見込まれることによるものです。

9款1項1目予備費1,006万8,000円の減は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

続きまして、議案第55号「令和7年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ2,007万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億3,880万3,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりたいとするものです。

今回の補正は、主に介護保険料の本算定、補助事業の採択、及び過年度分の事業費の

精算等に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、1款保険料から7款繰入金まで合計2,007万7,000円を増額し、歳入合計を24億3,880万3,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、3款地域支援事業費から6款予備費まで合計2,007万7,000円を増額し、歳出合計を歳入合計と同額の24億3,880万3,000円としたいとするものです。

財源内訳は、国県支出金が40万7,000円の増、一般財源が1,967万円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料1,946万3,000円の増は本算定によるもので、所得段階の低い第1段階から第5段階までの被保険者数が減少し、所得段階の高い第6段階から第13段階までの被保険者数が減少分と同程度増加したことによるものです。

5款2項2目地域包括システム深化推進事業40万7,000円の増は、一般介護予防事業で実施する送迎付サロン及び高齢者の集いの場としての新規サロン立ち上げが補助事業の採択を受けたことによるものです。なお、補助率は10分の10となっております。

7款1項3目低所得者保険料軽減繰入金20万7,000円の増は、令和7年度の低所得者保険料軽減負担金当初交付申請の該当人数が変更となったことによるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、3款2項1目は、歳入の5款で説明したとおり、県補助事業の採択を受けたことによる財源内訳の補正です。

4款1項1目償還金1,926万円の増は、歳出還付の増及び令和6年度分の事業費精算による交付金の額の確定に伴い、国・県・支払基金へ返還金が生じたことによるものです。

4款2項1目他会計繰出金65万8,000円の増は、令和6年度の低所得者保険料軽減負担金が、事業費の精算により国・県・町への返還金が生じたことに伴い、一般会計へ繰り出すこととするものです。

6款1項1目予備費15万9,000円の増は、歳入歳出額調整によるものです。

説明は以上です。

続きまして、議案第56号「令和7年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

令和7年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ1,729万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,256万1,000円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいとするものです。

今回の補正は、本算定による保険料及び納付金に係る補正です。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料を1,729万9,000円増額し、歳入合計を2億5,256万1,000円としたいとするものです。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金を1,729万9,000円増額し、歳出合計を歳入合計と同額の2億5,256万1,000円にしたいとするものです。

財源内訳は、一般財源が1,729万9,000円の増となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料1,729万9,000円の増は、本算定により、当初算定時よりも賦課の基礎となる所得が増加したこと等によるものです。

4ページをご覧ください。

3の歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,729万9,000円の増は、本算定による保険料の額の変更によるものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

次に、議案第57号及び議案第58号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第57号「令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億7,894万2,000円に236万9,000円を追加し、4億8,131万1,000円にしたいというものであります。

今回の補正は、東松ポンプ場非常用発電機修繕工事、樋渡地内漏水修繕工事及び勝大線漏水修繕工事に伴う舗装本復旧工事等を計上したものであります。

1ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、4ページの予算明細書でご説明申し上げます。

2ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の2,138万55円から260万6,000円を減額し、1,877万4,055円となり、資金期末残高は8億8,187万9,162円となります。

3ページをご覧ください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

4ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出、1款1項2目配水及び給水費は206万6,000円の増であります。

内訳としまして、20節修繕費207万1,000円の増は、東松ポンプ場非常用発電機修繕工事及び樋渡地内の漏水修繕工事を計上したものであります。

23節路面復旧費48万5,000円の増は、勝大線漏水修繕工事に伴う舗装本復旧工事費を計上したものであります。

27節材料費5万円の増は、東松ポンプ場のフート弁購入費を計上したものであります。

2項3目54節消費税及び地方消費税23万7,000円の減は、今回の補正額を基に試算した結果、減となりました。

5ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）でありますが、収益的収入4億8,556万6,000円、収益的支出4億8,131万1,000円、税込当期純利益425万5,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額281万5,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税30万7,000円を差し引き、税抜当期純利益は113万3,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額6,517万5,000円の補填財源につきましては、下段補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第58号「令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和7年度会津坂下町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款下水道事業収益を、既決予定額4億2,470万4,000円に17万8,000円を追加し、4億2,488万2,000円にしたいというものであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9,983万8,000円の補填財源のうち、当年度分損益勘定留保資金を9,139万7,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的支出を、既決予定額6億3,654万1,000円に22万円を追加し、6億3,676万1,000円にしたいというものであります。

今回の補正は、県道会津坂下河東線マンホール蓋修繕工事、坂下中央浄化センター原

水ポンプ及びボールバルブ等の修繕費等を計上したものであります。

1、2ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の802万3,560円から97万3,490円を減額し、705万70円となり、資金期末残高は4,669万1,660円となります。

4ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入、1款2項営業外収益は17万8,000円の増であります。

内訳としまして、4目1節長期前受金戻入9万円の増は、坂下西浄化センターエアコン交換工事に伴う、国庫補助金等の未収益化相当額を計上したものであります。

5目1節消費税及び地方消費税還付金8万8,000円の増は、今回の補正額を基に試算した結果、増となりました。

収益的支出、1款1項営業費用は84万5,000円の増であります。

内訳としまして、1目20節修繕費41万8,000円の増は、県道会津坂下河東線マンホール蓋修繕工事を計上したものであります。

2目20節修繕費33万7,000円の増は、坂下中央浄化センター原水ポンプ及びボールバルブの修繕費、並びに芝刈り機修繕費を計上したものであります。

7目35節固定資産除却費9万円の増は、坂下西浄化センターエアコン交換工事に伴う、未減価償却費相当額を計上したものであります。

6ページをお開きください。

資本的支出、1款1項5目48節工事請負費22万円の増は、坂下西浄化センターのエアコン交換工事費を計上したものであります。

7ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）でありますが、収益的収入4億2,488万2,000円、収益的支出3億9,931万5,000円、税込当期純利益2,556万7,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,287万2,000円を差し引き、税抜当期純利益269万5,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額9,983万8,000円の補填財源につきましては、下段補填財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日に行います。

◎請願の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第8「請願の常任委員会付託」を議題といたします。

去る8月28日の正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

請願番号第12号、受理年月日令和7年8月25日、件名「米の安定供給等を求める意見書の提出について」。請願者住所氏名、喜多方市関柴町上高額字広面681-34、会津農民運動連合会長、菅沼弘志。紹介議員、小畠博司。

◎議長（赤城大地君）

請願第12号について、紹介議員の説明を求めます。

◎6番（小畠博司君）

議長、6番。

◎議長（赤城大地君）

6番、小畠博司君。

◎6番（小畠博司君）

6番、小畠博司でございます。

米の安定供給等を求める意見書の提出について、紹介議員を代表して、請願の趣旨を説明させていただきます。

米価、米の問題については毎日のように報道されていますので、周知のとおりでございますけれども、政府は米価の上昇が「需要に対して生産が不足していたことが要因」だとする検証結果をまとめました。

国は、米不足をようやく認め、米の増産に踏み切ることを表明しましたが、その具体策は農地集積による大規模化やスマート農業の推進など、従来の政策の延長にとどまっています。これでは米農家が安心して増産に踏み切れるものとなっていません。さらに増産して余剰が生じた場合の出口を「輸出拡大」とするだけでは、農家の不安を払拭することはできません。

気候危機が深刻化する中、農家は今年産の米の作柄を心配し、同時に価格下落への不安も広がっています。これまで国は、需給に対する責任を放棄し、生産者にその責任を押しつけてきました。その結果、米を作りたくても作れない、米を作り続けることができない、後継者がいないなどの状況を招き、2000年代以降、米農家は120万戸以上が減少しているのが現状です。

消費者は「安心して米が食べ続けられる」、農家は「安心して米をつくり続けられる」、そうした食糧政策の実現が求められています。

米の減産策から増産策に転換し、農家が意欲をもって生産できるように、セーフティーネットとして価格保障・所得補償政策を確立すべきであります。さらに中山間地等へ

の支援、新規就農者支援の拡充など、抜本的な政策転換に国が踏み出すときです。農家の収入を支え、国民の食糧を守る政策が、今ほど求められているときはないと思います。

つきましては、下記事項につきまして、国に意見書を提出していただきますよう、提出するものであります。

請願事項。

1、減反の押しつけや低米価政策を改め、米を増産し、国を挙げて十分な備蓄を確保すること。

二つとして、農家が安心して米を生産し、国民に安定供給できるよう農産物の価格保障、所得補償政策を確立すること。

以上でございます。

同僚議員の皆様のご理解の下、意見書を提出していただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

◎議長（赤城大地君）

この請願は、お手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎決算特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第9「決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第7号「令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの7件については、委員会条例第5条の規定により、議長、監査委員を除く12人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号「令和6年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算について」から、認定第7号「令和6年度会津坂下町水道事業会計決算について」までの7件については、議長、監査委員を除く12人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

1番、高久敏明君。2番、五十嵐孝子君。3番、目黒克博君。4番、物江政博君。5番、横山智代君。7番、佐藤宗太君。8番、五十嵐正康君。9番、青木美貴子君。10番、五十嵐一夫君。11番、水野孝一君。12番、酒井育子君。13番、山口 享君。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、12人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました12人を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会後、議場において決算特別委員会を開催し、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、12番酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

9月5日から7日までは、休会であります。

9月8日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、8月21日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時19分）

◎書記（松本 功君）

事務局より申し上げます。執行部退席後、議員のみによる決算特別委員会を開催いたしますので、関係者の方はそのままお待ちください。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月4日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員